長野県土木工事施工管理基準

平成21年(2009年) 5月13日付け21建政技第 61号（平成21年 6月 1日適用）
平成21年(2009年)11月19日付け21建政技第275号（平成22年 1月 1日適用）一部改正
平成22年(2010年) 5月 7日付け22建政技第 49号（平成22年 6月 1日適用）一部改正
平成30年(2018年) 5月22日付け30建政技第 55号（平成30年 6月 1日適用）一部改定
平成30年(2018年) 9月26日付け30建政技第169号（平成30年10月 1日適用）一部改定
令和元年(2019年) 9月24日付け元建政技第234号（令和元年10月 1日適用）一部改定
令和２年(2020年) 9月４日付け２建政技第179号（令和２年10月 1日適用）一部改定
令和３年(2021年) 9月９日付け３建政技第183号（令和３年10月 1日適用）一部改定
令和４年(2022年) 9月29日付け４建政技第163号（令和４年10月 1日適用）一部改定
令和５年(2023年) 3月17日付け５建政技第339号（令和５年４月 1日適用）一部改定
令和５年(2023年) 9月29日付け５建政技第172号（令和５年10月 1日適用）一部改定
令和６年(2024年) 9月30日付け６建政技第166号（令和６年10月 1日適用）一部改定
令和７年(2025年) 9月29日付け７建政技第190号（令和７年10月 1日適用）一部改定
令和８年(2026年) 9月28日付け８建政技第196号（令和８年10月 1日適用）一部改定

~~令和７年版~~

長野県建設部

目　　次

土木工事施工管理基準

１　目　　的 1
２　適　　用 1
３　構　　成 1
４　用語の意義 1
５　管理の実施 2
６　管理項目及び方法 2
７　規　格　値 3
８　そ　の　他 3

出来形管理基準及び規格値

１　共通編 1-1

３　河川編 3-1

４　砂防編 4-1

５　ダム編 5-1

６　道路編 6-1

７　公園関係 ……　　国土交通省　公園緑地工事施工管理基準を準用

８　下水道関係 8-1

（参考資料）プルフローリング試験様式 9-1

品質管理基準及び規格値

1　セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート除く） 1
2　プレキャストコンクリート製品（ＪＩＳ　Ⅰ類） 4
3　プレキャストコンクリート製品（ＪＩＳ　Ⅱ類） 4
4　プレキャストコンクリート製品（その他） 4
5　ガス圧接 6
6　既製杭工 6
7　基礎工 7
8　場所杭工 7
9　既製杭工 7
10　下層路盤工 8
11　上層路盤工 10
12　アスファルト安定処理路盤 12
13　セメント安定処理路盤 12
14　アスファルト舗装 12
15　転圧コンクリート 15
16　グースアスファルト舗装 16
17　路床安定処理工 18
18　表層安定処理工（表層混合処理） 19
19　固結工 19
20　アンカー工 20
21　補強土壁工 20
22　吹付工 21
23　現場吹付法枠工 23
24　河川土工 25
25　砂防土工 26
26　道路土工 26
27　捨石工 28
28　コンクリートダム 29
29　覆工コンクリート（NATM） 31
30　吹付けコンクリート（NATM） 34
31　ロックボルト(NATM) 36
32　路上再生路盤工 36
33　路上表層再生工 37
34　排水性舗装工・透水性舗装工 38
35　プラント再生舗装工 41
36　工場製作工（鋼橋用鋼材） 42
37　ガス切断工 42
38　溶接工 42

39　中層混合処理 45
40　区画線 45
41　鉄筋挿入工 45
39　下水道 46

（参考資料）ロックボルトの引抜試験 74
（参考資料）テストハンマーによる強度推定調査について 76

写真管理基準

写真管理基準 1
撮影箇所一覧表 4
品質管理撮影箇所一覧表 6

出来形管理撮影箇所一覧表 13
1　共通編 13
1-3　土工 13
1-4　無筋、鉄筋コンクリート 15
1-2　一般施工 16
3　河川編 53
3-1　築堤・護岸 53
3-3　樋門・樋管 53
3-4　水門 54
3-5　堰 55
3-6　排水機場 56
3-7　床止め・床固め 57
4　砂防編 58
4-1　砂防堰堤 58
4-2　流路 58
4-3　斜面対策 59
5　ダム編 60
5-1　コンクリートダム 60
5-2　フィルダム 60
5-3　基礎グラウチング 61
6　道路編 62
6-1　道路改良 62
6-2　舗装 63
6-3　橋梁下部 64
6-4　鋼橋上部 65
6-5　コンクリート橋上部 65
6-6　トンネル（NATM） 66
6-11 共同溝 68
6-12 電線共同溝 69
6-14 道路維持 70
6-16 道路修繕 70
その他 71
下水道 74

【第1編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章　土工						
第3節　河川土工・砂防土工	1-3-3-2	1	掘削工			1－1
		2	掘削工(面管理の場合)			1－1
	1-3-3-2	3	掘削工(水中部)(面管理の場合)			1－2
	1-3-3-3	1	盛土工			1－3
		2	盛土工(面管理の場合)			1－3
	1-3-3-4		盛土補強工	補強土(ﾃｰﾙｱﾙﾒ)壁工法		1－4
				多数ｱﾝｶｰ式補強土工法		1－4
				ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙを用いた補強土工法		1－4
	1-3-3-5		法面整形工	盛土部		1－4
	1-3-3-6		堤防天端工			1－4
第4節　道路土工	1-3-4-2	1	掘削工			1－5
		2	掘削工(面管理の場合)			1－5
	1-3-4-3	1	路体盛土工			1－6
		2	路体盛土工(面管理の場合)			1－6
	1-3-4-4	1	路床盛土工			1－6
		2	路床盛土工(面管理の場合)			1－6
	1-3-4-5		法面整形工	盛土部		1－7
第4章　無筋、鉄筋コンクリート						
第6節　鉄筋工	1-4-6-4		組立て			1－7
第2章　一般施工						
第3節　共通的工種	1-2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		1－8
				軽量鋼矢板		1－8
				ｺﾝｸﾘｰﾄ矢板		1－8
				広幅鋼矢板		1－8
				可とう鋼矢板		1－8
	1-2-3-5		縁石工	縁石・ｱｽｶｰﾌﾞ		1－8
	1-2-3-6		小型標識工			1－8
	1-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		1－8
				転落(横断)防止柵		1－8
				車止めﾎﾟｽﾄ		1－8
	1-2-3-8	1	路側防護柵工	ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ		1－9
		2	路側防護柵工	ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙ		1－9
	1-2-3-9		区画線工			1－9
	1-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		1－9
				距離標		1－9
	1-2-3-11		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工			1－10
	1-2-3-12	1	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	けた橋		1－10
		2	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	ｽﾗﾌﾞ桁		1－10
	1-2-3-13		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工			1－11
	1-2-3-14	1	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工	(購入工)		1－11
		2	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工			1－11
	1-2-3-15		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工			1－12

【第1編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	1-2-3-16	1	PC箱桁製作工			1－12
		2	PC押出し箱桁製作工			1－13
	1-2-3-17		根固めﾌﾞﾛｯｸ工			1－13
	1-2-3-18		沈床工			1－14
	1-2-3-19		捨石工			1－14
	1-2-3-22		階段工			1－14
	1-2-3-24	1	伸縮装置工	ｺﾞﾑｼﾞｮｲﾝﾄ		1－14
		2	伸縮装置工	鋼製ﾌｨﾝｶﾞｰｼﾞｮｲﾝﾄ		1－15
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		1－15
	1-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張、巨石積		1－15
		2	多自然型護岸工	かごﾏｯﾄ		1－15
	1-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		1－16
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		1－16
	1-2-3-28		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工		1－16
				ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工		1－16
	1-2-3-29	1	側溝工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝		1－17
				L型側溝工		1－17
				自由勾配側溝		1－17
				管渠		1－17
		2	側溝工	場所打水路工		1－17
		3	側溝工	暗渠工		1－17
	1-2-3-30		集水桝工			1－18
	1-2-3-31		現場塗装工			1－19
第4節　基礎工	1-2-4-1		一般事項	切込砂利		1－19
				砕石基礎工		1－19
				割ぐり石基礎工		1－19
				均しｺﾝｸﾘｰﾄ		1－19
	1-2-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		1－19
		2	基礎工(護岸)	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ		1－20
	1-2-4-4	1	既製杭工	既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭		1－20
				鋼管杭		1－20
				H鋼杭		1－20
		2	既製杭工	鋼管製ｿｲﾙｾﾒﾝﾄ杭		1－20
	1-2-4-5		場所打杭工			1－20
	1-2-4-6		深礎工			1－21
	1-2-4-7		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工			1－21
	1-2-4-8		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工			1－21
	1-2-4-9		鋼管矢板基礎工			1－22
第5節　石・ブロック積(張)工	1-2-5-3	1	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積		1－22
				ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張		1－22
		2	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	連節ﾌﾞﾛｯｸ張		1－22
		3	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	天端保護ﾌﾞﾛｯｸ		1－23
	1-2-5-4		緑化ﾌﾞﾛｯｸ工			1－23
	1-2-5-5		石積(張)工			1－23
第6節　一般舗装工	1-2-6-6	4	橋面防水工	シート系床版防水層		1－24
	1-2-6-7	1	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	下層路盤工		1－25
		1	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1－25
		2	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1－26

【第1編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
		2	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1－26
		3	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		1－27
		3	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		1－27
		4	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		1－28
		4	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工(面管理の場合)		1－28
		5	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	基層工		1－29
		5	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	基層工(面管理の場合)		1－29
		6	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	表層工		1－30
		6	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	表層工(面管理の場合)		1－30
	1-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1－31
		1	半たわみ性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1－31
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1－32
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1－32
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		1－33
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		1－33
		4	半たわみ性舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		1－34
		4	半たわみ性舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工(面管理の場合)		1－34
		5	半たわみ性舗装工	基層工		1－35
		5	半たわみ性舗装工	基層工(面管理の場合)		1－35
		6	半たわみ性舗装工	表層工		1－36
		6	半たわみ性舗装工	表層工(面管理の場合)		1－36
	1-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1－37
		1	排水性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1－37
		2	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1－38
		2	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1－38
		3	排水性舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		1－39
		3	排水性舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		1－39
		4	排水性舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		1－40
		4	排水性舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工(面管理の場合)		1－40
		5	排水性舗装工	基層工		1－41
		5	排水性舗装工	基層工(面管理の場合)		1－41
		6	排水性舗装工	表層工		1－42
		6	排水性舗装工	表層工(面管理の場合)		1－42

【第1編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	1-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1－43
		1	透水性舗装工	路盤工(面管理の場合)		1－43
		2	透水性舗装工	表層工		1－44
		2	透水性舗装工	表層工(面管理の場合)		1－44
	1-2-6-11	1	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		1－45
		1	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工(面管理の場合)		1－45
		2	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	基層工		1－46
		2	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	基層工(面管理の場合)		1－46
		3	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	表層工		1－47
		3	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	表層工(面管理場合)		1－47
	1-2-6-12	1	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	下層路盤工		1－48
		2	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		1－49
		3	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	粒度調整路盤工		1－50
		4	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	粒度調整路盤工(面管理の場合)		1－51
		5	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｾﾒﾝﾄ(石灰・瀝青)安定処理工		1－52
		6	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｾﾒﾝﾄ(石灰・瀝青)安定処理工(面管理の場合)		1－53
		7	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層		1－54
		8	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層(面管理の場合)		1－55
		9	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版工		1－56
		10	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版工(面管理の場合)		1－57
		11	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(下層路盤工)		1－58
		12	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(下層路盤工)(面管理の場合)		1－59
		13	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(粒度調整路盤工)		1－60
		14	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		1－61
		15	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(ｾﾒﾝﾄ(石灰・瀝青)安定処理工)		1－62
		16	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(ｾﾒﾝﾄ(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)		1－63
		17	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層)		1－64
		18	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層)(面管理の場合)		1－65
		19	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工		1－66
		20	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(面管理の場合)		1－67

【第1編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	1-2-6-13	1	薄層ｶﾗｰ舗装工	下層路盤工		1－68
		2	薄層ｶﾗｰ舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1－68
		3	薄層ｶﾗｰ舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		1－69
		4	薄層ｶﾗｰ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		1－69
		5	薄層ｶﾗｰ舗装工	基層工		1－69
	1-2-6-14	1	ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	下層路盤工		1－70
		2	ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1－70
		3	ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		1－71
		4	ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		1－71
		5	ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	基層工		1－71
	1-2-6-15	1	路面切削工			1－72
		2	路面切削工	面管理の場合		1－72
	1-2-6-16		舗装打換え工			1－73
	1-2-6-17	1	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工			1－74
第7節　地盤改良工	1-2-7-2		路床安定処理工			1－75
	1-2-7-3		置換工			1－75
	1-2-7-4		表層安定処理工	ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ海上		1－76
	1-2-7-5		ﾊﾟｲﾙﾈｯﾄ工			1－76
	1-2-7-6		ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工			1－77
	1-2-7-7		ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工	ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ工		1－77
				ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ工		1－77
				袋詰式ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ工		1－77
	1-2-7-8		締固め改良工	ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ工		1－77
	1-2-7-9	1	固結工	粉体噴射撹拌工		1－78
				高圧噴射撹拌工		1－78
				ｽﾗﾘｰ撹拌工		1－78
				生石灰ﾊﾟｲﾙ工		1－78
		2	固結工	ｽﾗﾘｰ撹拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(ｽﾗﾘｰ撹拌工)・ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工編」による管理 の場合		1－78
				生石灰ﾊﾟｲﾙ工		1－78
第10節　仮設工	1-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		1－79
				鋼矢板		1－79
		2	土留・仮締切工	ｱﾝｶｰ工		1－79
		3	土留・仮締切工	連節ﾌﾞﾛｯｸ張り工		1－80
		4	土留・仮締切工	締切盛土		1－80
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		1－81
	1-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			1－81
	1-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			1－81
	1-2-10-22		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1－88

【第1編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 軽量盛土工	1-2-11-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第12節 工場製作工(共通)	1-2-12-1	1	一般事項	鋳造費(金属支承工)		1－82
		2	一般事項	鋳造費(大型ｺﾞﾑ支承工)		1－84
		3	一般事項	仮設材製作工		1－84
		4	一般事項	刃口金物製作工		1－85
	1-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		1－86
				ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ仮立組検査を実施する場合		1－87
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		1－88
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工(仮組立時)		1－89
	1-2-12-4		検査路製作工			1－91
	1-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			1－91
	1-2-12-6		落橋防止装置製作工			1－91
	1-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			1－91
	1-2-12-8		ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工			1－92
	1-2-12-9		ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ用桁製作工			1－92
	1-2-12-10		鋼製排水管製作工			1－93
	1-2-12-11		工場塗装工			1－93
第13節 橋梁架設工	1-2-13		架設工(鋼橋)	ｸﾚｰﾝ架設		1－94
				ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝ架設		1－94
				ｹｰﾌﾞﾙｴﾚｸｼｮﾝ架設		1－94
				架設桁架設		1－94
				送出し架設		1－94
				ﾄﾗﾍﾞﾗｰｸﾚｰﾝ架設		1－94
	1-2-13		架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	ｸﾚｰﾝ架設		1－95
				架設桁架設		1－95
			架設工支保工	固定		1－95
				移動		1－95
			架設桁架設	片持架設		1－95
				押出し架設		1－95
第14節 法面工(共通)	1-2-14-2	1	植生工	種子散布工		1－96
				張芝工		1－96
				筋芝工		1－96
				市松芝工		1－96
				植生ｼｰﾄ工		1－96
				植生ﾏｯﾄ工		1－96
				植生筋工		1－96
				人工張芝工		1－96
				植生穴工		1－96
		2	植生工	植生基材吹付工		1－97
				客土吹付工		1－97
	1-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	ｺﾝｸﾘｰﾄ		1－98
				ﾓﾙﾀﾙ		1－98
	1-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		1－99
				現場吹付法枠工		1－99
		2	法枠工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ法枠工		1－99
	1-2-14-6		ｱﾝｶｰ工			1－100

【第1編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 擁壁工(共通)	1-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		1－101
	1-2-15-2		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工			1－101
	1-2-15-3		補強土壁工	補強土(ﾃｰﾙｱﾙﾒ)壁工法		1－102
				多数ｱﾝｶｰ式補強土工法		1－102
				ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙを用いた補強土工法		1－102
	1-2-15-4		井桁ﾌﾞﾛｯｸ工			1－102
第16節 浚渫工(共通)	1-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1－103
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船 バックホウ浚渫船		1－103
		3	浚渫船運転工	グラブ浚渫船・バックホウ浚渫船(面管理の場合)		1－104
第18節 床版工	1-2-18-2		床版工			1－105

【第3編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　築堤・護岸						
第3節　軽量盛土工	3-1-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第4節　地盤改良工	3-1-4-2		表層安定処理工		1-2-7-4表層安定処理工	1－76
	3-1-4-3		ﾊﾟｲﾙﾈｯﾄ工		1-2-7-5ﾊﾟｲﾙﾈｯﾄ工	1－76
	3-1-4-4		ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工		1-2-7-7ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工	1－77
	3-1-4-5		締固め改良工		1-2-7-8締固め改良工	1－77
	3-1-4-6		固結工		1-2-7-9固結工	1－78
第5節　護岸基礎工	3-1-5-3		基礎工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1－19
	3-1-5-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
第6節　矢板護岸工	3-1-6-3		笠ｺﾝｸﾘｰﾄ工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1－19
	3-1-6-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
第7節　法覆護岸工	3-1-7-3		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
	3-1-7-4		護岸付属物工			3－1
	3-1-7-5		緑化ﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-5-4緑化ﾌﾞﾛｯｸ工	1－23
	3-1-7-6		環境護岸ﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
	3-1-7-7		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1－23
	3-1-7-8		法枠工		1-2-14-4法枠工	1－99
	3-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張	1-2-3-26多自然型護岸工	1－15
				巨石積	1-2-3-26多自然型護岸工	1－15
				かごﾏｯﾄ	1-2-3-26多自然型護岸工	1－15
	3-1-7-10		吹付工		1-2-14-3吹付工	1－98
	3-1-7-11		植生工		1-2-14-2植生工	1－96
	3-1-7-12		覆土工		1-3-3-5法面整形工	1－4
	3-1-7-13		羽口工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				かご枠	1-2-3-27羽口工	1－16
				連節ﾌﾞﾛｯｸ張	1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
第8節　擁壁護岸工	3-1-8-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101
	3-1-8-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		1-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	1－101
第9節　根固め工	3-1-9-3		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	1－13
	3-1-9-5		沈床工		1-2-3-18沈床工	1－14
	3-1-9-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1－14
	3-1-9-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
第10節 水制工	3-1-10-3		沈床工		1-2-3-18沈床工	1－14
	3-1-10-4		捨石工		1-2-3-19捨石工	1－14
	3-1-10-5		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
	3-1-10-8		杭出し水制工			3－1
第11節 付帯道路工	3-1-11-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1－9
	3-1-11-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		1-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	1－25
	3-1-11-6		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工		1-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	1－48
	3-1-11-7		薄層ｶﾗｰ舗装工		1-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	1－68
	3-1-11-8		ﾌﾞﾛｯｸ舗装工		1-2-6-14ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	1－70
	3-1-11-9		側溝工		1-2-3-29側溝工	1－17
	3-1-11-10		集水桝工		1-2-3-30集水桝工	1－18
	3-1-11-11		縁石工		1-2-3-5縁石工	1－8
	3-1-11-12		区画線工		1-2-3-9区画線工	1－9

【第3編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 付帯道路施設工	3-1-12-3		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1－9
	3-1-12-4		標識工		1-2-3-6小型標識工	1－8
第13節 光ケーブル配管工	3-1-13-3		配管工			3－1
	3-1-13-4		ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工			3－2
第2章　浚渫（河川）						
第2節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	3-2-2-2		浚渫船運転工（民船・官船）		1-2-16-3浚渫船運転工	1－103
第3節　浚渫工（グラブ浚渫船）	3-2-3-2		浚渫船運転工		1-2-16-3浚渫船運転工	1－103
第4節　浚渫工(バックホウ浚渫船)	3-2-4-2		浚渫船運転工		1-2-16-3浚渫船運転工	1－103
第3章　樋門・樋管						
第3節　軽量盛土工	3-3-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第4節　地盤改良工	3-3-4-2		固結工		1-2-7-9固結工	1－78
第5節　樋門・樋管本体工	3-3-5-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	3-3-5-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	3-3-5-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
	3-3-5-6	1	函渠工	本体工		3－2
		2	函渠工	ﾋｭｰﾑ管		3－2
				PC管		3－2
				ｺﾙｹﾞｰﾄﾊﾟｲﾌﾟ		3－2
				ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管		3－2
				PC函渠	1-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	1－16
	3-3-5-7		翼壁工			3－3
	3-3-5-8		水叩工			3－3
第6節　護床工	3-3-6-3		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	1－13
	3-3-6-5		沈床工		1-2-3-18沈床工	1－14
	3-3-6-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1－14
	3-3-6-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
第7節　水路工	3-3-7-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1－17
	3-3-7-4		集水桝工		1-2-3-30集水桝工	1－18
	3-3-7-5		暗渠工		1-2-3-29暗渠工	1－17
	3-3-7-6		樋門接続暗渠工		1-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	1－16
第8節　付属物設置工	3-3-8-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1－8
	3-3-8-7		階段工		1-2-3-22階段工	1－14
第4章　水門						
第3節　工場製作工	3-4-3-3		桁製作工		1-2-12-3桁製作工	1－86
	3-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1－91
	3-4-3-5		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1－91
	3-4-3-6		鋼製排水管製作工		1-2-12-10鋼製排水管製作工	1－91
	3-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1－91
	3-4-3-9		仮設材製作工		1-2-12-1仮設材製作工	1－84
	3-4-3-10		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1－93
第5節　軽量盛土工	3-4-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6

【第3編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　水門本体工	3-4-6-4		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－21
	3-4-6-5		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－21
	3-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		1-2-3-4矢板工	1－8
	3-4-6-7		床版工			3－3
	3-4-6-8		堰柱工			3－3
第6節　水門本体工	3-4-6-9		門柱工			3－3
	3-4-6-10		ｹﾞｰﾄ操作台工			3－3
	3-4-6-11		胸壁工			3－3
	3-4-6-12		翼壁工		3-3-5-7翼壁工	3－3
	3-4-6-13		水叩工		3-3-5-8水叩工	3－3
第7節　護床工	3-4-7-3		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	1－13
	3-4-7-5		沈床工		1-2-3-18沈床工	1－14
	3-4-7-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1－14
	3-4-7-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
第8節　付属物設置工	3-4-8-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1－8
	3-4-8-8		階段工		1-2-3-22階段工	1－14
第9節　鋼管理橋上部工	3-4-9-4		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-4-9-5		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-4-9-6		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｸｴﾚｸｼｮﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-4-9-7		架設工(架設桁架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-4-9-8		架設工(送出し架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-4-9-9		架設工(ﾄﾗﾍﾞﾗｰｸﾚｰﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-4-9-10		支承工		6-4-5-10支承工	6－11
第10節　橋梁現場塗装工	3-4-10-2		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1－19
第11節　床版工	3-4-11-2		床版工		1-2-18-2床版工	1－105
第12節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	3-4-12-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1－14
	3-4-12-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6－13
	3-4-12-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6－13
	3-4-12-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6－13
	3-4-12-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6－13
第14節　コンクリート管理橋上部工(PC橋)	3-4-14-2		ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)		1-2-3-12ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	1－10
	3-4-14-3		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工		1-2-3-13ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工	1－11
	3-4-14-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購入工)		1-2-3-14ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購入工)	1－11
	3-4-14-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工		1-2-3-14ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工	1－11
	3-4-14-6		支承工		6-4-5-10支承工	6－11
	3-4-14-7		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		1-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	1－94
	3-4-14-8		架設工(架設桁架設)		1-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	1－94
	3-4-14-9		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1－105
	3-4-14-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－13
第15節　ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋上部工(PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ橋)	3-4-15-3		支承工		6-4-5-10支承工	6－11
	3-4-15-4		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－13
	3-4-15-5		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工		1-2-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工	1－12

【第3編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	3-4-16-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1－14
	3-4-16-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6－13
	3-4-16-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6－13
	3-4-16-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6－13
	3-4-16-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6－13
第18節　舗装工	3-4-18-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		1-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	1－25
	3-4-18-6		半たわみ性舗装工		1-2-6-8半たわみ性舗装工	1－32
	3-4-18-7		排水性舗装工		1-2-6-9排水性舗装工	1－37
第18節　舗装工	3-4-18-8		透水性舗装工		1-2-6-10透水性舗装工	1－43
	3-4-18-9		ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		1-2-6-11ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	1－45
	3-4-18-10		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工		1-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	1－48
	3-4-18-11		薄層ｶﾗｰ舗装工		1-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	1－68
	3-4-18-12		ﾌﾞﾛｯｸ舗装工		1-2-6-14ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	1－70
第5章　堰						
第3節　工場製作工	3-5-3-3		刃口金物製作工		1-2-12-1刃口金物製作工	1－85
	3-5-3-4		桁製作工		1-2-12-3桁製作工	1－86
	3-5-3-5		検査路製作工		1-2-12-4検査路製作工	1－91
	3-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1－91
	3-5-3-7		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1－91
	3-5-3-8		鋼製排水管製作工		1-2-12-10鋼製排水管製作工	1－91
	3-5-3-9		ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ用桁製作工		1-2-12-9ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ用桁製作工	1－91
	3-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1－91
	3-5-3-12		ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工		1-2-12-8ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工	1－92
	3-5-3-13		仮設材製作工		1-2-12-1仮設材製作工	1－84
	3-5-3-14		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1－93
第5節　軽量盛土工	3-5-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第6節　可動堰本体工	3-5-6-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	3-5-6-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	3-5-6-5		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工		1-2-4-7ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工	1－21
	3-5-6-6		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工		1-2-4-8ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工	1－21
	3-5-6-7		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
	3-5-6-8		床版工		3-4-6-7床版工	3－3
	3-5-6-9		堰柱工		3-4-6-8堰柱工	3－3
	3-5-6-10		門柱工		3-4-6-9門柱工	3－3
	3-5-6-11		ゲート操作台工		3-4-6-10ゲート操作台工	3－3
	3-5-6-12		水叩工		3-3-5-8水叩工	3－3
	3-5-6-13		閘門工			3－3
	3-5-6-14		土砂吐工			3－3
	3-5-6-15		取付擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101

【第3編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節　固定堰本体工	3-5-7-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	3-5-7-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	3-5-7-5		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工		1-2-4-7ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工	1－21
	3-5-7-6		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工		1-2-4-8ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工	1－21
	3-5-7-7		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
	3-5-7-8		堰本体工			3－3
	3-5-7-9		水叩工			3－3
	3-5-7-10		土砂吐工			3－3
	3-5-7-11		取付擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101
第8節　魚道工	3-5-8-3		魚道本体工			3－4
第9節　管理橋下部工	3-5-9-2		管理橋橋台工			3－4
第10節　鋼管理橋上部工	3-5-10-4		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-5-10-5		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-5-10-6		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｴﾚｸｼｮﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-5-10-7		架設工(架設桁架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-5-10-8		架設工(送出し架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-5-10-9		架設工(ﾄﾗﾍﾞﾗｰｸﾚｰﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－94
	3-5-10-10		支承工		6-4-5-10支承工	6－11
第11節　橋梁現場塗装工	3-5-11-2		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1－19
第12節　床版工	3-5-12-2		床版工		1-2-18-2床版工	1－105
第13節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	3-5-13-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1－14
	3-5-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6－13
	3-5-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6－13
	3-5-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6－13
	3-5-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6－13
第15節　コンクリート管理橋上部工(PC橋)	3-5-15-2		ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)		1-2-3-12ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	1－10
	3-5-15-3		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工		1-2-3-13ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工	1－11
	3-5-15-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購入工)		1-2-3-14ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購入工)	1－11
	3-5-15-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工		1-2-3-14ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工	1－11
	3-5-15-6		支承工		6-4-5-10支承工	6－11
	3-5-15-7		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		1-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	1－95
	3-5-15-8		架設工(架設桁架設)		1-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	1－95
	3-5-15-9		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1－105
	3-5-15-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－13
第16節　コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	3-5-16-3		支承工		6-4-5-10支承工	6－11
	3-5-16-4		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－13
	3-5-16-5		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工		1-2-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工	1－12
第17節　コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	3-5-17-3		支承工		6-4-5-10支承工	6－11
	3-5-17-4		PC箱桁製作工		1-2-3-16PC箱桁製作工	1－12
	3-5-17-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－13
第18節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	3-5-18-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1－14
	3-5-18-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6－13
	3-5-18-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6－13
	3-5-18-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6－13
	3-5-18-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6－13

【第3編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第20節 付属物設置工	3-5-20-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1－8
	3-5-20-7		階段工		1-2-3-22階段工	1－14
第6章　排水機場						
第3節　軽量盛土工	3-6-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第4節　機場本体工	3-6-4-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	3-6-4-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	3-6-4-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
	3-6-4-6		本体工			3－5
	3-6-4-7		燃料貯油槽工			3－5
第5節　沈砂池工	3-6-5-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	3-6-5-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	3-6-5-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
	3-6-5-6		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101
	3-6-5-7		ｺﾝｸﾘｰﾄ床版工			3－5
	3-6-5-8		ﾌﾞﾛｯｸ床版工		1-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	1－13
	3-6-5-9		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1－17
第6節　吐出水槽工	3-6-6-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	3-6-6-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	3-6-6-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
	3-6-6-6		本体工		3-6-4-6本体工	3－5
第7章　床止め・床固め						
第3節　軽量盛土工	3-7-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第4節　床止め工	3-7-4-4		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	3-7-4-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
	3-7-4-6		本体工	床固め本体工		3－6
				植石張	1-2-5-5石積(張)工	1－23
				根固めﾌﾞﾛｯｸ	1-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	1－13
	3-7-4-7		取付擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101
	3-7-4-8		水叩工	水叩工		3－6
				巨石張	1-2-3-26多自然型護岸工	1－15
				根固めﾌﾞﾛｯｸ	1-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	1－13
第5節　床固め工	3-7-5-4		本堤工		3-7-4-6本体工	3－6
	3-7-5-5		垂直壁工		3-7-4-6本体工	3－6
	3-7-5-6		側壁工			3－6
	3-7-5-7		水叩工		3-7-4-8水叩工	3－6
第6節　山留擁壁工	3-7-6-3		ｺﾝｸﾘｰﾄ擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101
	3-7-6-4		ﾌﾞﾛｯｸ積擁壁工		1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
	3-7-6-5		石積擁壁工		1-2-5-5石積(張)工	1－23
	3-7-6-6		山留擁壁基礎工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1－19
第8章　河川維持						
第7節　路面補修工	3-8-7-3		不陸整正工		1-3-3-6堤防天端工	1－4
	3-8-7-4		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装補修工		1-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	1－48
	3-8-7-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装補修工		1-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	1－25
第8節　付属物復旧工	3-8-8-2		付属物復旧工		1-2-3-8路側防護柵工	1－9
第9節　付属物設置工	3-8-9-3		防護柵工		1-2-3-7防止柵工	1－8
	3-8-9-5		付属物設置工		1-2-3-10道路付属物工	1－9
第10節 光ケーブル配管工	3-8-10-3		配管工		3-1-13-3配管工	3－1
	3-8-10-4		ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工		3-1-13-4ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工	3－2
第12節 植栽維持工	3-8-12-3		樹木・芝生管理工		1-2-14-2植生工	1－96

【第3編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9章　河川修繕						
第3節　軽量盛土工	3-9-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第4節　腹付工	3-9-4-2		覆土工		1-3-4-5法面整形工	1－7
	3-9-4-3		植生工		1-2-14-2植生工	1－96
第5節　側帯工	3-9-5-2		縁切工	じゃかご工	1-2-3-27羽口工	1－16
				連節ﾌﾞﾛｯｸ張	1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
				ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張	1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
				石張工	1-2-5-5石積(張)工	1－23
	3-9-5-3		植生工		1-2-14-2植生工	1－96
第6節　堤脚保護工	3-9-6-3		石積工		1-2-5-5石積(張)工	1－23
	3-9-6-4		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
第7節　管理用通路工	3-9-7-2		防護柵工		1-2-3-7防止柵工	1－8
	3-9-7-4		路面切削工		1-2-6-15路面切削工	1－72
	3-9-7-5		舗装打換え工		1-2-6-16舗装打換え工	1－73
	3-9-7-6		ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		1-2-6-17ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工	1－73
	3-9-7-7		排水構造物工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝・管(函)渠	1-2-3-29側溝工	1－17
				集水桝工	1-2-3-30集水桝工	1－18
	3-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	1-2-3-5縁石工	1－8
第8節　現場塗装工	3-9-8-3		付属物塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1－19
	3-9-8-4		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工		1-2-3-11ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工	1－10

【第4編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　砂防堰堤						
第3節　工場製作工	4-1-3-3		鋼製堰堤製作工		1-2-12-3桁製作工	1－89
	4-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			4－1
	4-1-3-5		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1－93
第5節　軽量盛土工	4-1-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第6節　法面工	4-1-6-2		植生工		1-2-14-2植生工	1－96
	4-1-6-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1－98
	4-1-6-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1－99
	4-1-6-6		ｱﾝｶｰ工		1-2-14-6ｱﾝｶｰ工	1－100
	4-1-6-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
第8節　コンクリート堰堤工	4-1-8-4		ｺﾝｸﾘｰﾄ堰堤本体工			4－1
	4-1-8-5		ｺﾝｸﾘｰﾄ副堰堤工		4-1-8-4ｺﾝｸﾘｰﾄ堰堤本体工	4－1
	4-1-8-6		ｺﾝｸﾘｰﾄ側壁工			4－1
	4-1-8-8		水叩工			4－2
第9節　鋼製堰堤工	4-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		4－2
				透過型		4－3
	4-1-9-6		鋼製側壁工			4－5
	4-1-9-7		ｺﾝｸﾘｰﾄ側壁工		4-1-8-6ｺﾝｸﾘｰﾄ側壁工	4－1
	4-1-9-9		水叩工		4-1-8-8水叩工	4－2
	4-1-9-10		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1－19
第10節 護床工・根固め工	4-1-10-4		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	1－13
	4-1-10-6		沈床工		1-2-3-18沈床工	1－14
	4-1-10-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
第11節 砂防堰堤付属物設置工	4-1-11-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1－8
第12節 付帯道路工	4-1-12-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1－9
	4-1-12-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		1-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	1－25
	4-1-12-6		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工		1-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	1－48
	4-1-12-7		薄層ｶﾗｰ舗装工		1-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	1－68
	4-1-12-8		側溝工		1-2-3-29側溝工	1－17
	4-1-12-9		集水桝工		1-2-3-30集水桝工	1－18
	4-1-12-10		縁石工		1-2-3-5縁石工	1－8
	4-1-12-11		区画線工		1-2-3-9区画線工	1－9
第13節 付帯道路施設工	4-1-13-3		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1－9
	4-1-13-4		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1－8
第2章　流路						
第3節　軽量盛土工	4-2-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第4節　流路護岸工	4-2-4-4		基礎工(護岸)		1-2-4-3基礎工(護岸)	1－19
	4-2-4-5		ｺﾝｸﾘｰﾄ擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101
	4-2-4-6		ﾌﾞﾛｯｸ積擁壁工		1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
	4-2-4-7		石積擁壁工		1-2-5-5石積(張)工	1－23
	4-2-4-8		護岸付属物工		3-1-7-4護岸付属物工	3－1
	4-2-4-9		植生工		1-2-14-2植生工	1－96

【第4編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　床固め工	4-2-5-4		床固め本体工		4-1-8-4ｺﾝｸﾘｰﾄ堰堤本体工	4－1
	4-2-5-5		垂直壁工		4-1-8-4ｺﾝｸﾘｰﾄ堰堤本体工	4－1
	4-2-5-6		側壁工		4-1-8-6ｺﾝｸﾘｰﾄ側壁工	4－1
	4-2-5-7		水叩工		4-1-8-8水叩工	4－2
	4-2-5-8		魚道工			4－5
第6節　根固め・水制工	4-2-6-4		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	1－13
	4-2-6-6		捨石工		1-2-3-19捨石工	1－14
	4-2-6-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				かごﾏｯﾄ	1-2-3-26多自然型護岸工	1－15
第7節　流路付属物設置工	4-2-7-2		階段工		1-2-3-22階段工	1－14
	4-2-7-3		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1－8
第3章　斜面対策						
第3節　軽量盛土工	4-3-3-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第4節　法面工	4-3-4-2		植生工		1-2-14-2植生工	1－96
	4-3-4-3		吹付工		1-2-14-3吹付工	1－98
	4-3-4-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1－99
	4-3-4-5		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
	4-3-4-6		ｱﾝｶｰ工（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ板）		1-2-14-6ｱﾝｶｰ工	1－100
	4-3-4-7		抑止ｱﾝｶｰ工		1-2-14-6ｱﾝｶｰ工	1－100
第5節　擁壁工	4-3-5-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	4-3-5-4		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101
	4-3-5-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		1-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	1－101
	4-3-5-6		補強土壁工		1-2-15-3補強土壁工	1－102
	4-3-5-7		井桁ﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-15-4井桁ﾌﾞﾛｯｸ工	1－102
	4-3-5-8		落石防護工		6-1-11-5落石防護柵工	6－1
第6節　山腹水路工	4-3-6-3		山腹集水路・排水路工		1-2-3-29側溝工	1－17
	4-3-6-4		山腹明暗渠工			4－5
	4-3-6-5		山腹暗渠工		1-2-3-29暗渠工	1－17
	4-3-6-6		現場打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1－17
	4-3-6-7		集水桝工		1-2-3-30集水桝工	1－18
第7節　地下水排除工	4-3-7-4		集排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工			4－6
	4-3-7-5		集水井工			4－6
第8節　地下水遮断工	4-3-8-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101
	4-3-8-4		固結工		1-2-7-9固結工	1－78
	4-3-8-5		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
第9節　抑止杭工	4-3-9-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	4-3-9-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	4-3-9-5		ｼｬﾌﾄ工（深礎工）		1-2-4-6深礎工	1－21
	4-3-9-6		合成杭工			4－6

【第5編　ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　コンクリートダム						
第4節　ダムコンクリート工	5-1-4		ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工	本体		5－1
	5-1-4		ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工	水叩		5－1
	5-1-4		ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工	副ダム		5－2
	5-1-4		ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工	導流壁		5－3
第2章　フィルダム						
第3節　盛立工	5-2-3-5		ｺｱの盛立			5－4
	5-2-3-6		ﾌｨﾙﾀｰの盛立			5－4
	5-2-3-7		ﾛｯｸの盛立			5－4
	5-2		ﾌｨﾙﾀﾞﾑ(洪水吐)			5－5
第3章　基礎グラウチング						
第3節　ボーリング工	5-3-3		ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工			5－5

【第6編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　道路改良						
第3節　工場製作工	6-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		6－1
				工場塗装工	1-2-12-11工場塗装工	1－92
第4節　地盤改良工	6-1-4-2		路床安定処理工		1-2-7-2路床安定処理工	1－74
	6-1-4-3		置換工		1-2-7-3置換工	1－74
	6-1-4-4		ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工		1-2-7-6ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工	1－76
	6-1-4-5		ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工		1-2-7-7ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工	1－76
	6-1-4-6		締固め改良工		1-2-7-8締固め改良工	1－76
	6-1-4-7		固結工		1-2-7-9固結工	1－77
第5節　法面工	6-1-5-2		植生工		1-2-14-2植生工	1－95
	6-1-5-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1－97
	6-1-5-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1－98
	6-1-5-6		ｱﾝｶｰ工		1-2-14-6ｱﾝｶｰ工	1－99
	6-1-5-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
第6節　軽量盛土工	6-1-6-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第7節　擁壁工	6-1-7-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	6-1-7-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	6-1-7-5		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－100
	6-1-7-6		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		1-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	1－100
	6-1-7-7		補強土壁工	補強土(ﾃｰﾙｱﾙﾒ)壁工法	1-2-15-3補強土壁工	1－101
				多数ｱﾝｶｰ式補強土工法	1-2-15-3補強土壁工	1－101
				ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙを用いた補強土工法	1-2-15-3補強土壁工	1－101
	6-1-7-8		井桁ﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-15-4井桁ﾌﾞﾛｯｸ工	1－101
第8節　石・ブロック積(張)工	6-1-8-3		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
	6-1-8-4		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1－23
第9節　カルバート工	6-1-9-4		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	6-1-9-5		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	6-1-9-6		場所打函渠工			6－1
	6-1-9-7		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工		1-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	1－16
第10節　排水構造物工(小型水路工)	6-1-10-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1－17
	6-1-10-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1－17
	6-1-10-5		集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工		1-2-3-30集水桝工	1－18
	6-1-10-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1－17
	6-1-10-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1－17
	6-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		1-2-3-29側溝工	1－17
第11節　落石雪害防止工	6-1-11-4		落石防止網工			6－1
	6-1-11-5		落石防護柵工			6－1
	6-1-11-6		防雪柵工			6－2
	6-1-11-7		雪崩予防柵工			6－2
第12節　遮音壁工	6-1-12-4		遮音壁基礎工			6－2
	6-1-12-5		遮音壁本体工			6－3

【第6編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　舗装						
第3節　地盤改良工	6-2-3-2		路床安定処理工		1-2-7-2路床安定処理工	1－74
	6-2-3-3		置換工		1-2-7-3置換工	1－74
第4節　舗装工	6-2-4-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		1-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	1－24
	6-2-4-6		半たわみ性舗装工		1-2-6-8半たわみ性舗装工	1－30
	6-2-4-7		排水性舗装工		1-2-6-9排水性舗装工	1－36
	6-2-4-8		透水性舗装工		1-2-6-10透水性舗装工	1－42
	6-2-4-9		ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		1-2-6-11ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	1－44
	6-2-4-10		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工		1-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	1－47
	6-2-4-11		薄層ｶﾗｰ舗装工		1-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	1－67
	6-2-4-12		ﾌﾞﾛｯｸ舗装工		1-2-6-14ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	1－69
	6-2-4		歩道路盤工			6－4
	6-2-4		取合舗装路盤工			6－4
	6-2-4		路肩舗装路盤工			6－4
	6-2-4		歩道舗装工			6－4
	6-2-4		取合舗装工			6－4
	6-2-4		路肩舗装工			6－4
	6-2-4		表層工			6－4
第5節　排水構造物工(路面排水工)	6-2-5-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1－17
	6-2-5-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1－17
	6-2-5-5		集水桝(街渠桝)・ﾏﾝﾎｰﾙ工		1-2-3-30集水桝工	1－18
	6-2-5-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1－17
	6-2-5-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1－17
	6-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		1-2-3-29側溝工	1－17
	6-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			6－5
第6節　縁石工	6-2-6-3		縁石工		1-2-3-5縁石工	1－8
第7節　踏掛版工	6-2-7-4		踏掛版工	ｺﾝｸﾘｰﾄ工		6－5
				ﾗﾊﾞｰｼｭｰ		6－5
				ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ		6－5
第8節　防護柵工	6-2-8-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1－9
	6-2-8-4		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1－8
	6-2-8-5		ﾎﾞｯｸｽﾋﾞｰﾑ工		1-2-3-8路側防護柵工	1－9
	6-2-8-6		車止めﾎﾟｽﾄ工		1-2-3-7防止柵工	1－8
第9節　標識工	6-2-9-3		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1－8
	6-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		6－5
		2	大型標識工	標識柱工		6－5
第10節　区画線工	6-2-10-2		区画線工		1-2-3-9区画線工	1－9
第12節　道路付属施設工	6-2-12-4		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1－9
	6-2-12-5	1	ｹｰﾌﾞﾙ配管工			6－6
		2	ｹｰﾌﾞﾙ配管工	ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ		6－6
	6-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		6－6
第13節　橋梁付属物工	6-2-13-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1－14
第3章　橋梁下部						
第3節　工場製作工	6-3-3-2		刃口金物製作工		1-2-12-1刃口金物製作工	1－84
	6-3-3-3		鋼製橋脚製作工			6－7
	6-3-3-4		ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工		1-2-12-8ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工	1－91
	6-3-3-5		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1－92
第5節　軽量盛土工	6-3-5-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6

【第6編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　橋台工	6-3-6-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	6-3-6-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	6-3-6-5		深礎工		1-2-4-6深礎工	1－21
第6節　橋台工	6-3-6-6		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工		1-2-4-7ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工	1－21
	6-3-6-7		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工		1-2-4-8ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工	1－21
	6-3-6-8		橋台躯体工			6－8
	6-3-7-9	1	橋台躯体工	張出式 重力式 半重力式		6－8
		2	橋台躯体工	ﾗｰﾒﾝ式		6－10
第7節　RC橋脚工	6-3-7-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	6-3-7-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	6-3-7-5		深礎工		1-2-4-6深礎工	1－21
	6-3-7-6		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工		1-2-4-7ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工	1－21
	6-3-7-7		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工		1-2-4-8ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工	1－21
	6-3-7-8		鋼管矢板基礎工		1-2-4-9鋼管矢板基礎工	1－22
	6-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		6－9
				重力式		6－9
				半重力式		6－9
		2	橋脚躯体工	ﾗｰﾒﾝ式		6－10
第8節　鋼製橋脚工	6-3-8-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	6-3-8-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	6-3-8-5		深礎工		1-2-4-6深礎工	1－21
	6-3-8-6		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工		1-2-4-7ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工	1－21
	6-3-8-7		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工		1-2-4-8ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工	1－21
	6-3-8-8		鋼管矢板基礎工		1-2-4-9鋼管矢板基礎工	1－22
	6-3-8-9	1	橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工	I型・T型		6－10
		2	橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工	門型		6－11
	6-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		6－11
		2	橋脚架設工	門型		6－11
	6-3-8-11		現場継手工			6－11
	6-3-8-12		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1－19
第9節　護岸基礎工	6-3-9-3		基礎工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1－19
	6-3-9-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
第10節 矢板護岸工	6-3-10-3		笠ｺﾝｸﾘｰﾄ工		1-2-4-3基礎工(護岸)	1－19
	6-3-10-4		矢板工		1-2-3-4矢板工	1－8
第11節 法覆護岸工	6-3-11-2		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
	6-3-11-3		護岸付属物工		3-1-7-4護岸付属物工	3－1
	6-3-11-4		緑化ﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-5-4緑化ﾌﾞﾛｯｸ工	1－23
	6-3-11-5		環境護岸ﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
	6-3-11-6		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1－23
	6-3-11-7		法枠工		1-2-14-4法枠工	1－98
	6-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張	1-2-3-26多自然型護岸工	1－15
			多自然型護岸工	巨石積	1-2-3-26多自然型護岸工	1－15
			多自然型護岸工	かごﾏｯﾄ	1-2-3-26多自然型護岸工	1－15
	6-3-11-9		吹付工		1-2-14-3吹付工	1－97
	6-3-11-10		植生工		1-2-14-2植生工	1－95
	6-3-11-11		覆土工		1-3-4-5法面整形工	1－7

【第6編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	6-3-11-12		羽口工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				かご枠	1-2-3-27羽口工	1－16
				連節ﾌﾞﾛｯｸ張	1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
第12節 擁壁護岸工	6-3-12-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－100
	6-3-12-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		1-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	1－100
第4章　橋梁上部						
第3節　工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		1-2-12-3桁製作工	1－85
	6-4-3-4		検査路製作工		1-2-12-4検査路製作工	1－90
	6-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1－90
	6-4-3-6		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1－90
	6-4-3-7		鋼製排水管製作工		1-2-12-10鋼製排水管製作工	1－92
	6-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1－90
	6-4-3-9		橋梁用高欄製作工			6－12
	6-4-3-10		横断歩道橋製作工		1-2-12-3桁製作工	1－85
	6-4-3-12		ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工		1-2-12-8ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工	1－91
	6-4-3-13		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1－92
第5節　鋼橋架設工	6-4-5-4		架設工(クレーン架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－93
	6-4-5-5		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－93
	6-4-5-6		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｴﾚｸｼｮﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－93
	6-4-5-7		架設工(架設桁架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－93
	6-4-5-8		架設工(送出し架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－93
	6-4-5-9		架設工(ﾄﾗﾍﾞﾗｰｸﾚｰﾝ架設)		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－93
	6-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		6－12
		2	支承工	ｺﾞﾑ支承		6－13
第6節　橋梁現場塗装工	6-4-6-3		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1－19
第7節　床版工	6-4-7-2		床版工		1-2-18-2床版工	1－104
第8節　橋梁付属物工	6-4-8-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1－14
	6-4-8-3		落橋防止装置工			6－14
	6-4-8-5		地覆工			6－14
	6-4-8-6		橋梁用防護柵工			6－14
	6-4-8-7		橋梁用高欄工			6－14
	6-4-8-8		検査路工			6－14
第9節　歩道橋本体工	6-4-9-3		既製杭工		1-2-4-4既製杭工	1－20
	6-4-9-4		場所打杭工		1-2-4-5場所打杭工	1－20
	6-4-9-5		橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工	I型	6-3-8-9橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工	6－10
				T型	6-3-8-9橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工	6－10
	6-4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		1-2-13　架設工(鋼橋)	1－93
	6-4-9-7		現場塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1－19

【第6編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章　コンクリート橋上部						
第3節　工場製作工	6-5-3-2		ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ用桁製作工		1-2-12-9ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ用桁製作工	1－91
	6-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		1-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1－90
	6-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		1-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1－90
	6-5-3-5		検査路製作工		1-2-12-4検査路製作工	1－90
	6-5-3-6		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1－92
第5節　PC橋工	6-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	1-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1－10
				スラブ橋	1-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1－10
	6-5-5-3		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工		1-2-3-13ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工	1－11
	6-5-5-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工（購入工）		1-2-3-14ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工（購入工）	1－11
	6-5-5-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工		1-2-3-14ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工	1－11
	6-5-5-6		支承工		6-4-5-10支承工	6－12
	6-5-5-7		架設工（ｸﾚｰﾝ架設）		1-2-13　架設工（ｺﾝｸﾘｰﾄ橋）	1－94
	6-5-5-8		架設工（架設桁架設）		1-2-13　架設工（ｺﾝｸﾘｰﾄ橋）	1－94
	6-5-5-9		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1－104
	6-5-5-10		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－13
第6節　プレビーム桁橋工	6-5-6-2		ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁製作工	現場		6－14
	6-5-6-3		支承工		6-4-5-10支承工	6－11
	6-5-6-4		架設工（ｸﾚｰﾝ架設）		1-2-13　架設工（鋼橋）	1－93
	6-5-6-5		架設工（架設桁架設）		1-2-13　架設工（鋼橋）	1－93
	6-5-6-6		床版・横組工		1-2-18-2床版工	1－104
	6-5-6-9		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－14
第7節　PCホロースラブ橋工	6-5-7-3		支承工		6-4-5-10支承工	6－12
	6-5-7-4		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工		1-2-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工	1－12
	6-5-7-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－14
第8節　RCホロースラブ橋工	6-5-8-3		支承工		6-4-5-10支承工	6－12
	6-5-8-4		RC場所打ﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工		1-2-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工	1－12
	6-5-8-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－14
第9節　PC版桁橋工	6-5-9-2		PC版桁製作工		1-2-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工	1－12
第10節 PC箱桁橋工	6-5-10-3		支承工		6-4-5-10支承工	6－12
	6-5-10-4		PC箱桁製作工		1-2-3-16PC箱桁製作工	1－12
	6-5-10-5		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－14
第11節 PC片持箱桁橋工	6-5-11-2		PC片持箱桁製作工		1-2-3-16PC箱桁製作工	1－12
	6-5-11-3		支承工		6-4-5-10支承工	6－12
	6-5-11-4		架設工（片持架設）		1-2-13架設工（ｺﾝｸﾘｰﾄ橋）	1－94
第12節 PC押出し箱桁橋工	6-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		1-2-3-16PC押出し箱桁製作工	1－13
	6-5-12-3		架設工（押出し架設）		1-2-13架設工（ｺﾝｸﾘｰﾄ橋）	1－94
第13節 橋梁付属物工	6-5-13-2		伸縮装置工		1-2-3-24伸縮装置工	1－14
	6-5-13-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6－14
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6－14
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6－14
	6-5-13-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6－14

【第6編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6章　トンネル（NATM）						
第4節　支保工	6-6-4-3		吹付工			6－15
	6-6-4-4		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ工			6－15
第5節　覆工	6-6-5-3		覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ工			6－16
	6-6-5-4		側壁ｺﾝｸﾘｰﾄ工		6-6-5-3覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ工	6－16
	6-6-5-5		床版ｺﾝｸﾘｰﾄ工			6－16
第6節　インバート工	6-6-6-4		ｲﾝﾊﾞｰﾄ本体工			6－17
第7節　坑内付帯工	6-6-7-5		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1－17
第8節　坑門工	6-6-8-4		坑門本体工			6－17
	6-6-8-5		明り巻工			6－18
第11章　共同溝						
第3節　工場製作工	6-11-3-3		工場塗装工		1-2-12-11工場塗装工	1－92
第6節　現場打構築工	6-11-6-2		現場打躯体工			6－19
	6-11-6-4		ｶﾗｰ継手工			6－19
	6-11-6-5	1	防水工	防水		6－19
		2	防水工	防水保護工		6－19
		3	防水工	防水壁		6－20
第7節　プレキャスト構築工	6-11-7-2		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ躯体工			6－20
第12章　電線共同溝						
第5節　電線共同溝工	6-12-5-2		管路工	管路部		6－20
	6-12-5-3		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工	特殊部		6－21
	6-12-5-4		現場打ちﾎﾞｯｸｽ工	特殊部	6-11-6-2現場打躯体工	6－19
第6節　付帯設備工	6-12-6-2		ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工			6－21
第13章　情報ボックス工						
第3節　情報ボックス工	6-13-3-4		管路工	管路部	6-12-5-2管路工	6－20
第4節　付帯設備工	6-13-4-2		ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工		6-12-6-2ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工	6－21
第14章　道路維持						
第4節　舗装工	6-14-4-3		路面切削工		1-2-6-15路面切削工	1－71
	6-14-4-4		舗装打換え工		1-2-6-16舗装打換え工	1－72
	6-14-4-5		切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工			6－22
	6-14-4-6		ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		1-2-6-17ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工	1－72
	6-14-4-7		路上再生工			6－23
	6-14-4-8		薄層ｶﾗｰ舗装工		1-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	1－67
第5節　排水構造物工	6-14-5-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1－17
	6-14-5-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1－17
	6-14-5-5		集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工		1-2-3-30集水桝工	1－18
	6-14-5-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1－17
	6-14-5-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1－17
	6-14-5-8		排水工		1-2-3-29側溝工	1－17
第6節　防護柵工	6-14-6-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1－9
	6-14-6-4		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1－8
	6-14-6-5		ﾎﾞｯｸｽﾋﾞｰﾑ工		1-2-3-8路側防護柵工	1－9
	6-14-6-6		車止めﾎﾟｽﾄ工		1-2-3-7防止柵工	1－8
第7節　標識工	6-14-7-3		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1－8
	6-14-7-4		大型標識工		6-2-9-4大型標識工	6－5
第8節　道路付属施設工	6-14-8-4		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1－9
	6-14-8-5		ｹｰﾌﾞﾙ配管工		6-2-12-5ｹｰﾌﾞﾙ配管工	6－6
	6-14-8-6		照明工		6-2-12-6照明工	6－6
第9節　軽量盛土工	6-14-9-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6

【第6編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 擁壁工	6-14-10-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101
	6-14-10-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		1-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	1－101
第11節 石・ブロック積(張)工	6-14-11-3		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
	6-14-11-4		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1－23
第12節 カルバート工	6-14-12-4		場所打函渠工		6-1-9-6場所打函渠工	6－1
	6-14-12-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工		1-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	1－16
第13節 法面工	6-14-13-2		植生工		1-2-14-2植生工	1－96
	6-14-13-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1－98
	6-14-13-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1－99
	6-14-13-6		ｱﾝｶｰ工		1-2-14-6ｱﾝｶｰ工	1－100
	6-14-13-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
第15節 橋梁付属物工	6-14-15-2		伸縮継手工		1-2-3-24伸縮装置工	1－14
	6-14-15-4		地覆工		6-4-8-5地覆工	6－13
	6-14-15-5		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6－13
	6-14-15-6		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6－13
	6-14-15-7		検査路工		6-4-8-8検査路工	6－13
第17節 現場塗装工	6-14-17-6		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工		1-2-3-11ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工	1－10
第16章　道路修繕						
第3節　工場製作工	6-16-3-4		桁補強材製作工			6－24
	6-16-3-5		落橋防止装置製作工		1-2-12-6落橋防止装置製作工	1－91
第5節　舗装工	6-16-5-3		路面切削工		1-2-6-15路面切削工	1－72
	6-16-5-4		舗装打換え工		1-2-6-16舗装打換え工	1－73
	6-16-5-5		切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		6-14-4-5切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工	6－22
	6-16-5-6		ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		1-2-6-17ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工	1－73
	6-16-5-7		路上再生工		6-14-4-7路上再生工	6－23
	6-16-5-8		薄層ｶﾗｰ舗装工		1-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	1－68
第6節　排水構造物工	6-16-6-3		側溝工		1-2-3-29側溝工	1－17
	6-16-6-4		管渠工		1-2-3-29側溝工	1－17
	6-16-6-5		集水枡・ﾏﾝﾎｰﾙ工		1-2-3-30集水桝工	1－18
	6-16-6-6		地下排水工		1-2-3-29暗渠工	1－17
	6-16-6-7		場所打水路工		1-2-3-29場所打水路工	1－17
	6-16-6-8		排水工		1-2-3-29側溝工	1－17
第7節　縁石工	6-16-7-3		縁石工		1-2-3-5縁石工	1－8
第8節　防護柵工	6-16-8-3		路側防護柵工		1-2-3-8路側防護柵工	1－9
	6-16-8-4		防止柵工		1-2-3-7防止柵工	1－8
	6-16-8-5		ﾎﾞｯｸｽﾋﾞｰﾑ工		1-2-3-8路側防護柵工	1－9
	6-16-8-6		車止めﾎﾟｽﾄ工		1-2-3-7防止柵工	1－8
第9節　標識工	6-16-9-3		小型標識工		1-2-3-6小型標識工	1－8
	6-16-9-4		大型標識工		6-2-9-4大型標識工	6－5
第10節 区画線工	6-16-10-2		区画線工		1-2-3-9区画線工	1－9
第12節 道路付属施設工	6-16-12-4		道路付属物工		1-2-3-10道路付属物工	1－9
	6-16-12-5		ｹｰﾌﾞﾙ配管工		6-2-12-5ｹｰﾌﾞﾙ配管工	6－6
	6-16-12-6		照明工		6-2-12-6照明工	6－6
第13節 軽量盛土工	6-16-13-2		軽量盛土工		1-3-4-3路体盛土工	1－6
第14節 擁壁工	6-16-14-3		場所打擁壁工		1-2-15-1場所打擁壁工	1－101
	6-16-14-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		1-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	1－101
第15節 石・ブロック積(張)工	6-16-15-3		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		1-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	1－22
	6-16-15-4		石積(張)工		1-2-5-5石積(張)工	1－23

【第6編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節 カルバート工	6-16-16-4		場所打函渠工		6-1-9-6場所打函渠工	6－1
	6-16-16-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工		1-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	1－16
第17節 法面工	6-16-17-2		植生工		1-2-14-2植生工	1－96
	6-16-17-3		法面吹付工		1-2-14-3吹付工	1－98
	6-16-17-4		法枠工		1-2-14-4法枠工	1－99
	6-16-17-6		ｱﾝｶｰ工		1-2-14-6ｱﾝｶｰ工	1－100
	6-16-17-7		かご工	じゃかご	1-2-3-27羽口工	1－16
				ふとんかご	1-2-3-27羽口工	1－16
第18節 落石雪害防止工	6-16-18-4		落石防止網工		6-1-11-4落石防止網工	6－1
	6-16-18-5		落石防護柵工		6-1-11-5落石防護柵工	6－1
	6-16-18-6		防雪柵工		6-1-11-6防雪柵工	6－2
	6-16-18-7		雪崩予防柵工		6-1-11-7雪崩予防柵工	6－2
第20節 鋼桁工	6-16-20-3		鋼桁補強工		6-16-3-4桁補強材製作工	6－24
第21節 橋梁支承工	6-16-21-3		鋼橋支承工		6-4-5-10支承工	6－12
	6-16-21-4		PC橋支承工		6-4-5-10支承工	6－12
第22節 橋梁付属物工	6-16-22-3		伸縮継手工		1-2-3-24伸縮装置工	1－14
	6-16-22-4		落橋防止装置工		6-4-8-3落橋防止装置工	6－14
	6-16-22-6		地覆工		6-4-8-5地覆工	6－14
	6-16-22-7		橋梁用防護柵工		6-4-8-6橋梁用防護柵工	6－14
	6-16-22-8		橋梁用高欄工		6-4-8-7橋梁用高欄工	6－14
	6-16-22-9		検査路工		6-4-8-8検査路工	6－14
第25節 現場塗装工	6-16-25-3		橋梁塗装工		1-2-3-31現場塗装工	1－19
	6-16-25-6		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工		1-2-3-11ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工	1－10

土木工事施工管理基準

制　　定	昭和 48 年４月１日 48 監第 372 号
一部改正	昭和 51 年４月１日 51 監第５号
改　　正	昭和 60 年 12 月３日 60 監第 464 号
改　　正	平成３年４月１日２監第 426 号
改　　正	平成９年３月 19 日９監技第 351 号
改　　正	平成 12 年 10 月１日 12 監技第 138 号
改　　正	平成 17 年４月 28 日 17 監技第 37 号
改　　正	平成 21 年５月 13 日 21 建政技第 61 号
一部改正	平成 21 年 11 月 19 日 21 建政技第 275 号
一部改正	平成 22 年５月７日 22 建政技第 49 号
一部改定	平成 30 年５月 22 日 30 建政技第 55 号
一部改定	平成 30 年９月 26 日 30 建政技第 169 号
一部改定	令和元年９月 24 日元建政技第 234 号
一部改定	令和２年９月４日２建政技第 179 号
一部改定	令和３年９月９日３建政技第 183 号
一部改定	令和４年９月 29 日４建政技第 163 号
一部改正	令和５年３月 17 日５建政技第 339 号
一部改定	令和５年９月 29 日５建政技第 172 号
一部改定	令和６年９月 30 日６建政技第 166 号
一部改定	令和７年９月 29 日７建政技第 190 号
一部改定	令和８年９月 28 日８建政技第 196 号

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書」〔R~~７~~８.10〕、第１編１－１-34「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１　目　　的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２　適　　用

この管理基準は、長野県が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督員等と協議の上、施工管理を行うものとする。

３　構　　成

施工管理の構成は、下記によるものとする。

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４　用語の意義

用語の意義は次のとおりである。

（１）工程管理とは

工事に必要な資材の調達、労務者の手配を考慮し、工事施工完成に必要な作業の手順及び日程を定めて、工程表を作成し、更に工事の実施過程において計画と実績を比較検討し、工期内に工事が完成するように必要な措置をすることを言う。

（２）出来形管理とは

施工する築造物の出来形（形状、寸法など）を把握するために、築造物の寸法、凹凸、勾配、基準高を施工の順序に従い直接測定し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、出来形を確保するために必要な措置をすることをいう。

（3）品質管理とは

工事用資材や構造物等の品質を把握するために、物理的、科学的試験を実施し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、良好な品質を確保するために必要な措置をすることをいう。

5　管理の実施

（1）受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（2）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（3）受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（4）受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員等の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

6　管理項目及び方法

（1）工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（2）出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表及び出来形管理図を作成し 管理するものとする。ただし、測定数が 10 点未満の場合は、ICT 活用工事でヒートマップを作成する場合を除き、出来形管理図の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき 1 ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（3）品質管理

ア　受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、χ－R、χ－Ｒｓ－Ｒｍなど)を作成するものとする。ただし、測定数が 10 点未満の場合は、ICT 活用工事でヒートマップを作成する場合を除き、品質管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に揚げる工種①～③の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

①路　　盤　・・・　維持工事等の小規模なもの

②アスファルト舗装　・・・　維持工事等の小規模なもの

③その他　・・・　品質管理基準には示されていない工事資材の品質については、「特記仕様書」で定められた項目について管理するものとする

イ　受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2.5m を超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

７　規　格　値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

８　そ　の　他

（1）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員等の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（2）３次元データによる出来形管理

ICT 施工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「３次元計測技術を出来形管理要領（案）」の規定を準用するものとする。

なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。

（3）施工箇所が点在する工事について

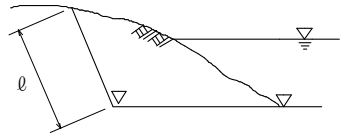
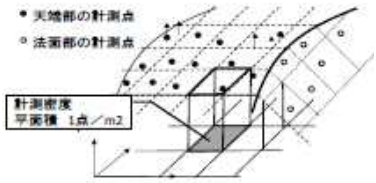
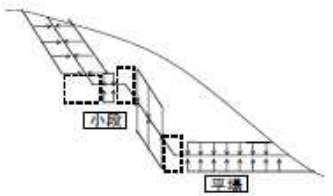
施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員等と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、国土交通省の 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-3-3-2
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	－200				
							ℓ ≧ 5m	法長－4%				
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5㎝ 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5㎝ 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	1-3-3-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

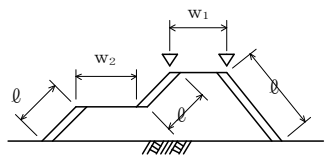
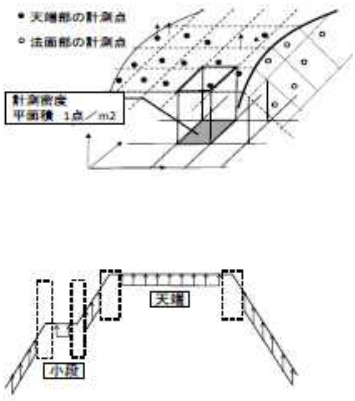
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜が含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		1-3-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±300			

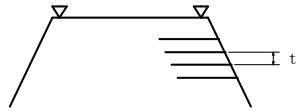
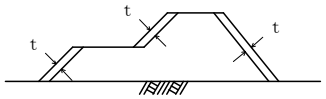
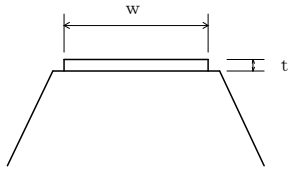
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高 ▽		−50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。基準高は各法肩で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-3-3-3
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	−100				
							ℓ ≧ 5m	法長－２％				
						幅 w_1, w_2		−100				
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±５cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	−50	−150			
						法面 4 割＜勾配	標高較差	−50	−170			
						法面 4 割≧勾配 （小段含む）	標高較差	−60	−170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ 1 に対する、水平方向の長さ X を X 割と表したもの						

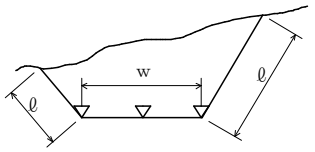
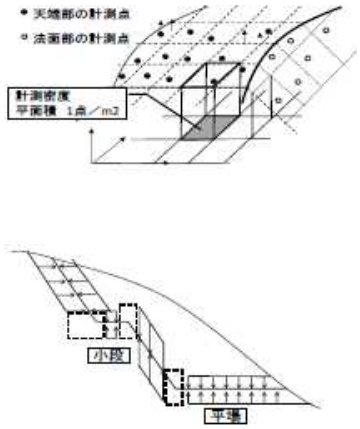
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	4		盛土補強工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-3-3-4
						厚さ t		－50			
						控え長さ		設計値以上			
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚さ t		※－30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-3-3-5
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t ＜15cm	－25	幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1 ヶ所、200m以下は 2 ヶ所、中央で測定。		1-3-3-6
							t ≧15cm	－50			
						幅 w		－100			

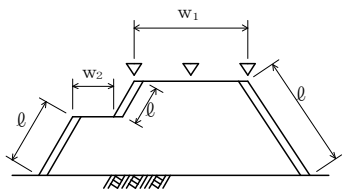
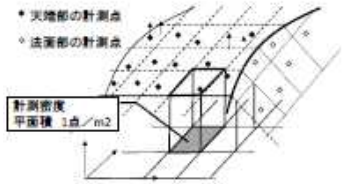
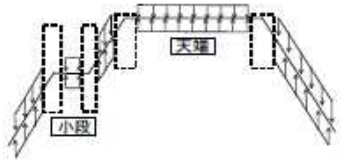
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び掘削部の両端で測定。		1-3-4-2
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	−200				
							ℓ ≧ 5m	法長−4%				
						幅	w	−100				
1 共通編	3 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-3-4-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

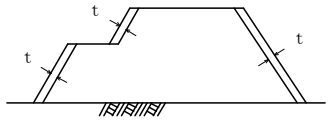
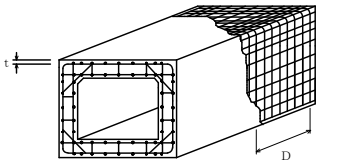
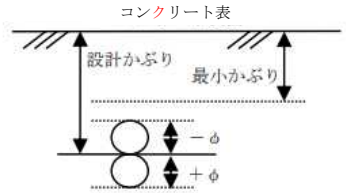
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	4 道路土工	34	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50		施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び掘削部の両端で測定。		1-3-4-3 1-3-4-4
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	－100				
							ℓ ≧ 5m	法長－2%				
						幅	w_1, w_2	－100				
1 共通編	3 土工	4 道路土工	34	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	1-3-4-3 1-3-4-4
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			

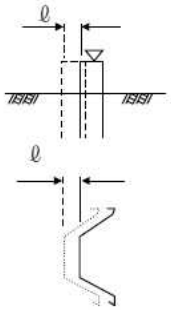
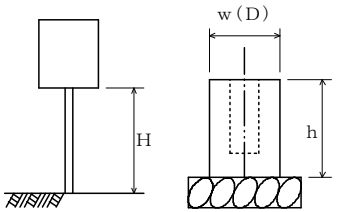
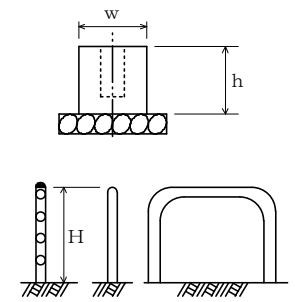
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚さ t	※－30	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-3-4-5
1 共通編	4 無筋・鉄筋コンクリート	6 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d=\frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（[設計編：標準] 7 編 2 章 2.1）参照。ただし道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注 1）重要構造物 かつ主鉄筋※について適用する。 ※主鉄筋とは主な鉄筋を指す。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第 3 編 3-2-18-2 床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面 25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-4-6-4
						かぶり t	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり 以上			

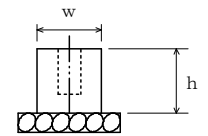
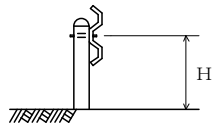
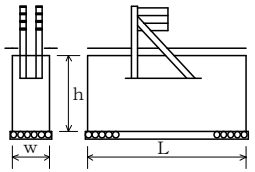
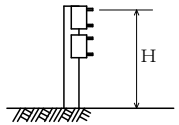
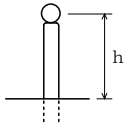
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ▽		±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1 ヶ所、延長 20m（または 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						根入長		設計値以上			
						変位 ℓ		100			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長 L		−200	1 ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		1-2-3-5
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	1 ヶ所/1 基		1-2-3-6
						基礎	幅w（D）	−30	基礎 1 基毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さ h	−30			
							根入長	設計値以上			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	−30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-7
							高さ h	−30			
						パイプ取付高 H		+30 −20	1 ヶ所/1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

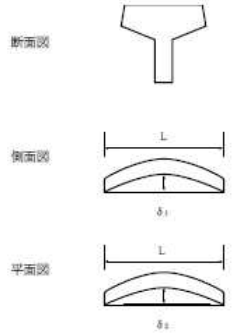
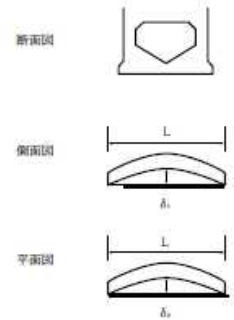
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工（ガードレール）	基礎	幅 w	−30	1ヶ所/施工延長 40m 40m以下のものは、2 ヶ所/1 施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-8
							高さ h	−30			
						ビーム取付高 H		＋30 −20	1ヶ所/1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工（ガードケーブル）	基礎	幅 w	−30	1ヶ所/1 基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-8 ※ワイヤーロープ式防衛柵にも適用する
							高さ h	−30			
							延長 L	−100			
						ケーブル取付高 H		＋30 −20	1ヶ所/1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)		設計値以上	各線種毎に、1 ヶ所テストピースにより測定。		1-2-3-9
						幅 w		設計値以上			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さ h		±30	1ヶ所/10 本 10 本以下の場合は、2 ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-10

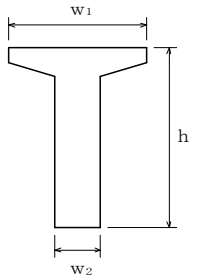
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		1-2-3-11
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長　L（m）	±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		1-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長　L（m）	±10…　L≦10m ±L/1000…　L＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		1-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

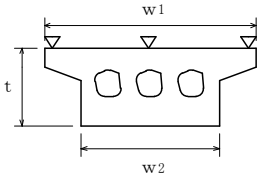
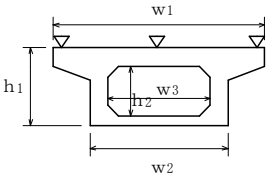
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長（m）		1-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（下） w_2	±5			
						高　さ h	＋10 －5			
						桁　長 ℓ 支間長	ℓ ＜15…±10 ℓ ≧15… ±（ℓ -5） かつ －30㎜以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント製作工（購入工）	桁　長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-3-14
						断面の外形寸法（㎜）	—			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁　長 ℓ □ 支間長	ℓ ＜15…±10 ℓ ≧15… ±（ℓ -5） かつ －30㎜以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：支間長（m）		1-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

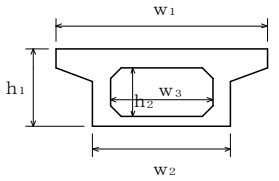
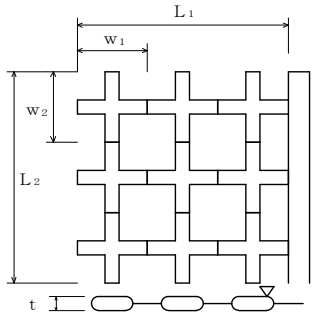
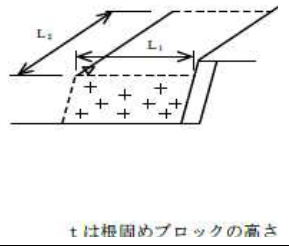
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 1 編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		1-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積 25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 w_1, w_2	−5～＋30			
						厚さ t	−10～＋20			
						桁長 ℓ	ℓ ＜15…±10 ℓ ≧15… ±（ℓ −5） かつ −30㎜ 以内			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 1 編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		1-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積 25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（上） w_1	−5～＋30			
						幅（下） w_2	−5～＋30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	＋10 −5			
						内空高さ h_2	＋10 −5			
						桁長 ℓ	ℓ ＜15…±10 ℓ ≧15… ±（ℓ −5） かつ −30㎜ 以内			

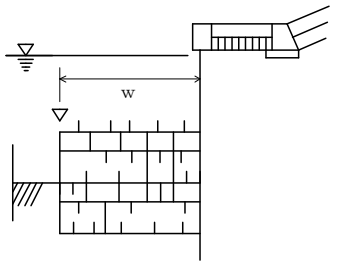
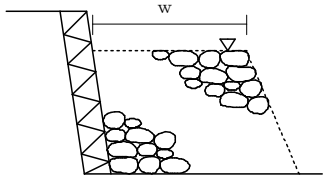
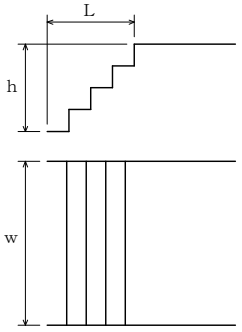
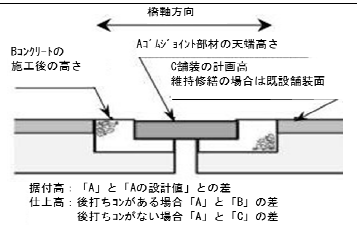
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上） w_1		－5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第１編 1-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		1-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）および重要構造物である内空断面積 25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅（下） w_2		－5～＋30			
						内空幅 w_3		±5			
						高さ h_1		＋10 －5			
						内空高さ h_2		＋10 －5			
						桁長 ℓ		ℓ ＜15…±10 ℓ ≧15… ±（ℓ －5） かつ －30㎜以内			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-17
							厚さ t	－20	幅、厚さは 40 個につき 1 ヶ所測定。		
							幅 w_1、w_2	－20			
							延長 L_1、L_2	－200	1 施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ/2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
							延長 L_1、L_2	－ｔ/2	1 施工箇所毎		

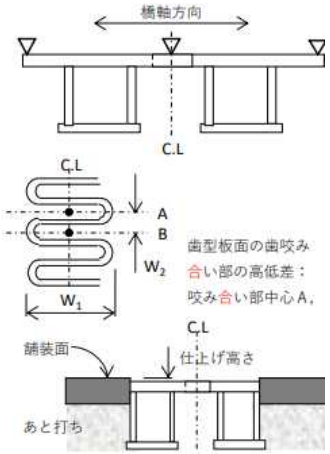
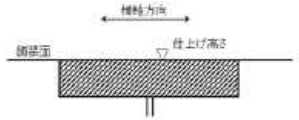
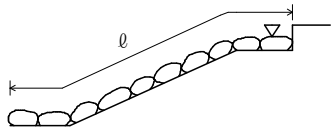
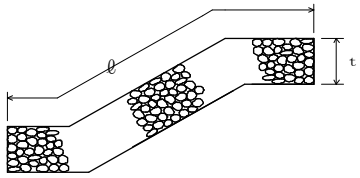
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎		1-2-3-18
						幅 w	±300			
						延長 L	−200			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高 ▽	−100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-19
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 w	−30	1 回/1 施工箇所		1-2-3-22
						高さ h	−30			
						長さ L	−30			
						段数	±0 段			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工（ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の 3 点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3mの直線定規で測って凹凸が 3 ㎜以下		1-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～−2			

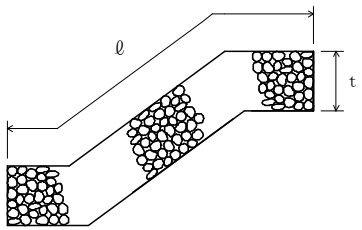
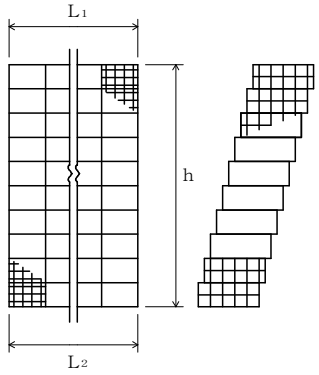
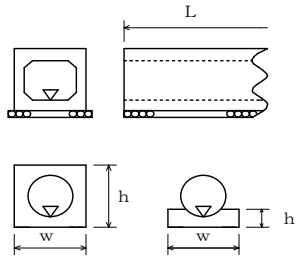
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3㎜以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		1-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔w_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔w_2		±5			
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～－2			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3㎜以下		1-2-3-24
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～＋3			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工（巨石張り、巨石積み）	基準高 ▽		±500	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-26
						法長 ℓ		－200			
						延長 L		－200			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工（かごマット）	法長 ℓ		－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-26
						厚さ t		－0.2 t			
						延長 L		－200			

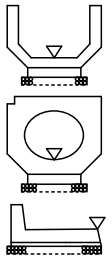
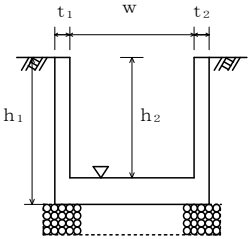
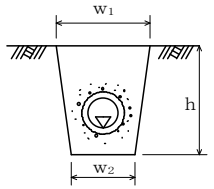
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長 ℓ	ℓ ＜3m	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-27
							ℓ ≧3m	－100			
						厚さ t		－50			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高さ h		－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-3-27
						延長 L_1, L_2		－200			
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高 ▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		1-2-3-28
						※幅 w		－50			
						※高さ h		－30			
						延長 L		－200	1 施工箇所毎		

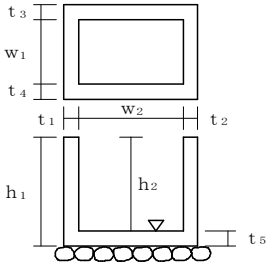
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (Ｌ型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-29
						延長 L	−200	1 ヶ所／1 施工箇所 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-29
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200	1 施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-29
						幅 w_1, w_2	−50			
						深さ h	−30			
						延長 L	−200	1 施工箇所毎 ただし「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

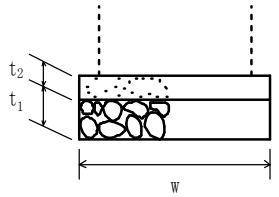
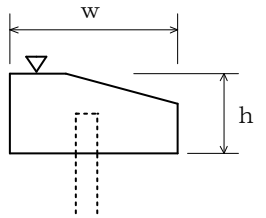
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-3-30
						※厚さ t1～t5	−20			
						※幅 w1，w2	−30			
						※高さ h1，h2	−30			

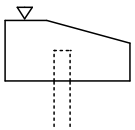
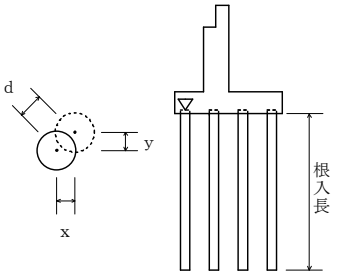
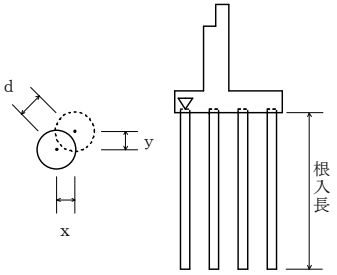
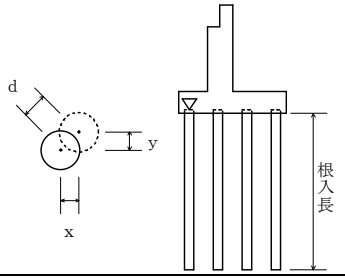
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。		1-2-3-31
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-4-1
						厚さ t_1，t_2	−30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-4-1
						幅 w	−30			
						高さ h	−30			
						延長 L	−200			

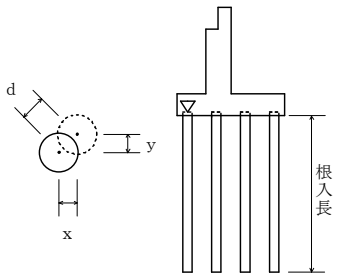
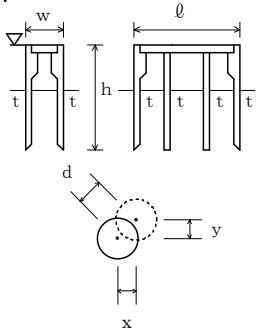
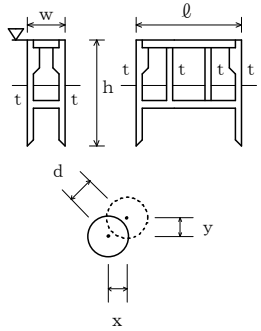
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-4-3
						延長 L	－200			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 Dは杭径 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	1-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/４以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	1-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径 D	設計径以上			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	1-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径 D	設計径（公称径）-30 以上			

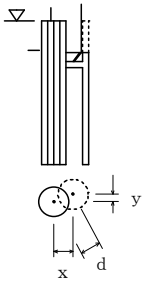
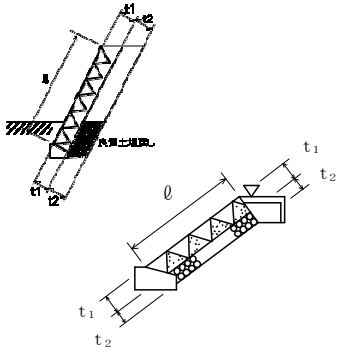
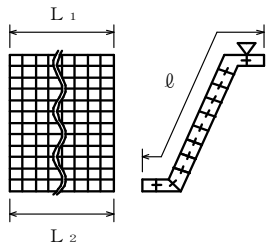
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	1-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150 以内			
						傾斜	1/50 以内			
						杭径 D	設計径（公称径）以上※			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	1-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏心量 d	300 以内			
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	1-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏心量 d	300 以内			

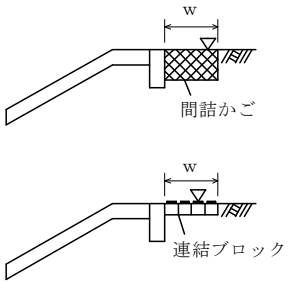
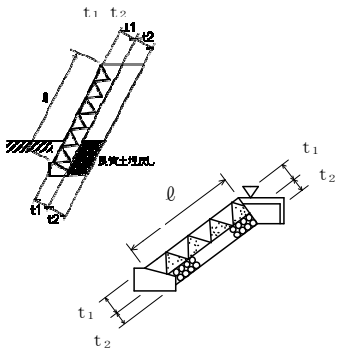
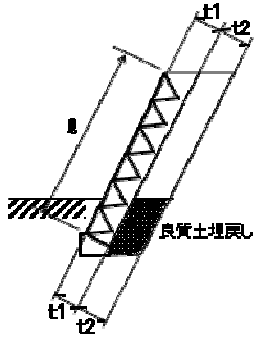
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	1-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300以内			
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張）	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-3
						法長 ℓ ℓ ＜3m	−50			
						法長 ℓ ℓ ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック積張）t_1	−50			
						厚さ（裏込）t_2	−50			
						延長 L	−200			
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による 測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-3
						法長 ℓ	−100			
						延長 L_1, L_2	−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による 測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-3
						幅	w	−100			
						延長	L	−200			
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による 測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-4
						法長 ℓ	ℓ ＜3m	−50			
							ℓ ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長	L	−200			
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による 測点の管理方法を用いることができる。		1-2-5-5
						法長 ℓ	ℓ ＜3m	−50			
							ℓ ≧3m	−100			
						厚さ（石積・張） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長	L	−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	－20～＋50	標準重ね幅 100 ㎜に対し、１施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		1-2-6-6

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000m2 未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000ｔ未満 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-7
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さ あるいは 標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	− 8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000 ㎡未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000ｔ未満 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	−54	−63	− 8	−10	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	− 8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 ㎡以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000 ㎡未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量3,000ｔ未満 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	−54	−63	− 8	−10	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000~~m2~~㎡以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が 10,000~~m2~~㎡未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量 3,000ｔ未満 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 ㎡以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000 ㎡未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量3,000ｔ未満	1-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－20	－25	－3	－4	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 ㎡以上あるいは、使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000 ㎡未満かつ使用する基層及び表層用混合物の総使用量3,000ｔ未満	1-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－17	－20	－2	－3	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-7
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。			
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	− 8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	−54	−63	− 8	−10	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	− 8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	−54	−63	− 8	−10	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	− 5	− 7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	−36	−45	− 5	− 7	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－20	－25	－3	－4	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－17	－20	－2	－3	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-9
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	− 8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-9
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	−54	−63	− 8	−10	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位：mm 摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	− 8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-9
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	−54	−63	− 8	−10	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－36	－45	－5	－7	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－20	－25	－3	－4	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－17	－20	－2	－3	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/~~㎡~~㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-10
						厚さ	t＜15cm	−30	−10				
							t≧15cm	−45	−15				
						幅	−100		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	＋90 −70	＋50 −10		1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 ※歩道舗装に適用する。		
							t≧15cm	±90	＋50 −15				
						厚さ あるいは 標高較差	t＜15cm	＋90 −70	＋50 −10				
							t≧15cm	±90	＋50 −15				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	－9		－3		幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-10
						幅	－25		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－20		－3		1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 ※歩道舗装に適用する。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位：mm 摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	− 5	− 7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1-2-6-11
						幅	−50	−50	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	−36	−45	− 5	− 7	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	（面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－20	－25	－3	－4	1. 3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 （面管理でない場合） 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 （面管理でない場合） コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－17	－20	－2	－3	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4㎜が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚さ	−25	−30	− 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さ または 標高較差	－55	－66	－ 8		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	−25	−30	− 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1ヶ所の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	− 8		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-12
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－3		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	厚さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200ｍ毎に水糸又はレベルにより1測線あたり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200ｍ毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に３ヵ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200ｍ毎に両側の版縁を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1-2-6-12
						幅	－25		—				
						平坦性	－		コンクリートの硬化後3mﾌﾟﾛﾌｧｲﾙﾒｰﾀｰにより機械舗設の場合（σ）2.4㎜以下 人力舗設の場合（σ）3㎜以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して道路中心線及び端部で測定		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－22		－3.5		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	1-2-6-12
						平坦性	－		3m ﾌﾟﾛﾌｧｲﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	－		基準高は、延長 40m 毎に 1 ヵ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1 ヵ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 ヵ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						厚さ	－45		－ 15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	− 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヵ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	− 8		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	−55	−66	− 8		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さ あるいは 標高較差	－ 20	－27	－ 3		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。	1-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚さ	−15		−4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規定値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						幅	−35		—				
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4㎜以下				
						目地段差	± 2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−32		−4.5		1.3 次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3.計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5.厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標厚さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1-2-6-12
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｧｲﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式（足付き） （σ）1.75mm 以下				
						目地段差	± 2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-13
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	− 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	− 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-13
						幅	−50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	− 5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-13
						幅	−50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚さ	− 9	−12	− 3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-6-13
						幅	−25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	1-2-6-14
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	− 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		1-2-6-14
						幅	−50		—				

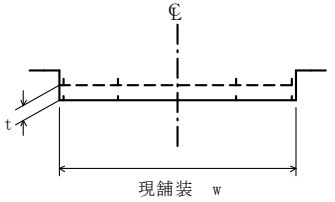
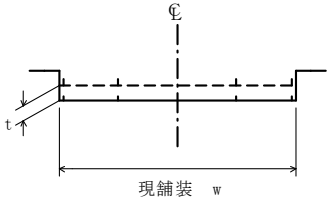
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	− 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個以上の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1-2-6-14
						幅	−50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	− 5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		1-2-6-14
						幅	−50		—				
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚さ	− 9	−12	− 3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		1-2-6-14
						幅	−25		—				

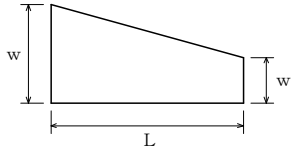
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	測定値の平均（$\overline{X}$）			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	－7	－2	厚さは 40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-6-15
						幅 w	－25	—			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t （標高較差）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	１．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長 40m毎に測定するものとし、延長 40m未満の場合は、2 箇所／施工箇所とする。		1-2-6-15
						幅 w	-25	—			

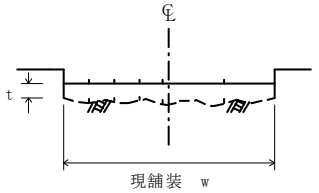
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均 $(\overline{X})$	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打替え工	路盤工	幅 w	－50		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-6-16
							延長L	－100				
							厚さt	該当工種				
						舗設工	幅 w	－25				
							延長L	－100				
							厚さt	該当工種				

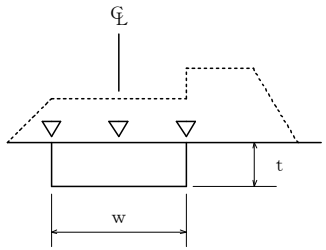
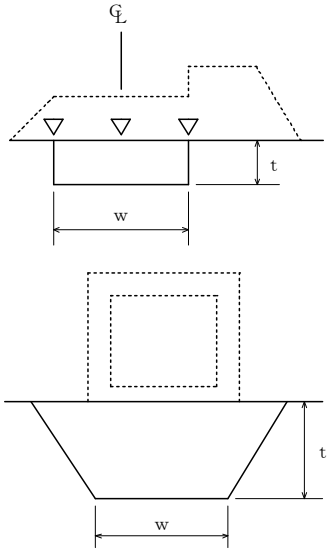
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	測定値の平均 $\overline{(X)}$			
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	－9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-6-17
						幅 w	－25				
						延長 L	－100				
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下			

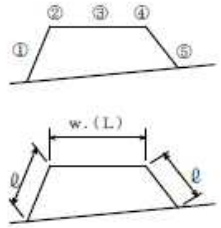
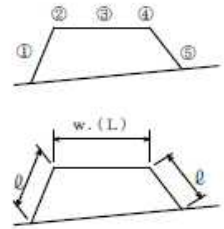
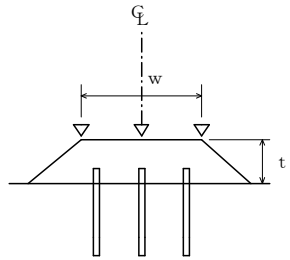
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長 40m毎に 1 ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認（実測は不要）。		1-2-7-2
						施工厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		1-2-7-3
						置換厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			

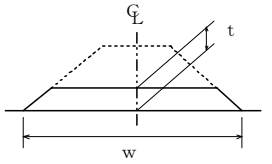
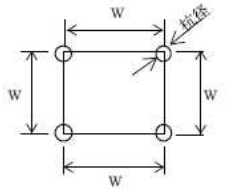
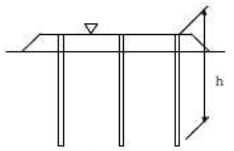
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり５点以上測定。		1-2-7-4
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	w.（L）は施工延長 40mにつき 1 ヶ所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 ヶ所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長 L	－500			
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり５点以上測定。		1-2-7-4
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Ｌを確認（実測は不要）。		
						天端延長 L	－500			
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		1-2-7-5
						厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			

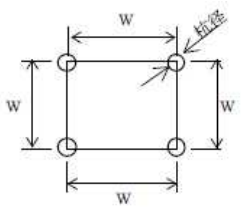
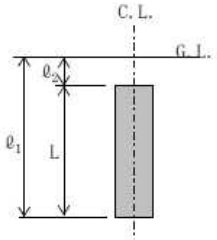
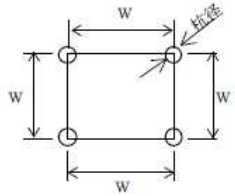
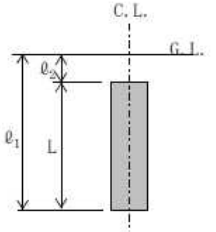
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		1-2-7-6
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔 w	±100	100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。1 ヶ所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		1-2-7-7
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	―	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	※余長は、適用除外	

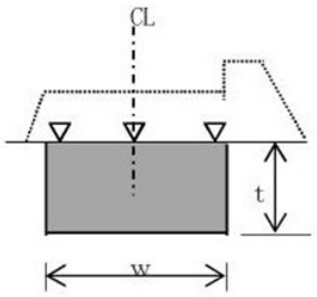
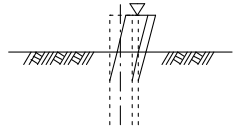
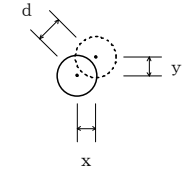
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （紛体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高 ▽	－50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		1-2-7-9
						位置・間隔 w	D/4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上	全本数 $L=\ell_1-\ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良端天端深度		
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編固結工（スラリー撹拌工）・バーチカルドレーン工編」による管理の場合	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		1-2-7-9
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）		

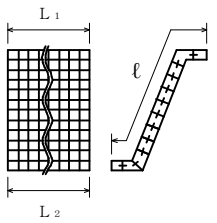
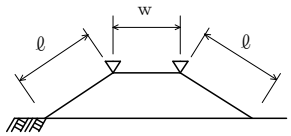
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高 ▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1ヶ所。 1,000m3 以下、または施工延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、幅ｗ、延長Ｌを確認（実測は不要）。		1-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、1 施工箇所につき2ヶ所。 （任意仮設は除く）		1-2-10-5
						根入長	設計値以上			
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数 （任意仮設は除く）	 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	1-2-10-5
						配置誤差 d	100			

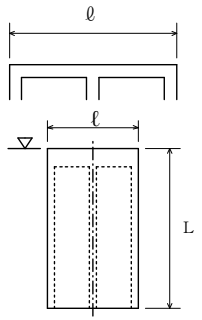
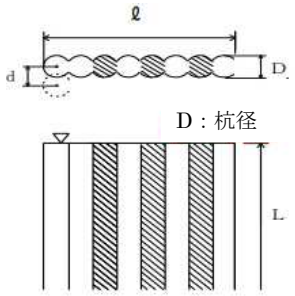
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 ℓ	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-10-5
						延長 L_1 L_2	－200	1 施工箇所毎		
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 (任意仮設は除く)		1-2-10-5
						天端幅 w	－100			
						法長 ℓ	－100			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき 1 ヶ所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。 （任意仮設は除く）		1-2-10-5
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 （壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1 ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位	300			
						壁体長 L	－200			
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 （柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1 ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-10-10
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位 d	D/4 以内			
						壁体長 L	－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋2 －0	製品全数を測定。		1-2-12-1
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔位置のずれ				
								≦1000㎜	1以下			
								ボスの突起を基準とした孔位置のずれ				
								＞1000㎜	1.5以下			
						アンカーボルト・アンカーバー用孔（鋳放し）	孔ドリル加工	≦100㎜	＋3 －1			
								＞100㎜	＋4 －2			
							孔の中心距離 ※1		JIS B 0403 -1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス ※5	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －1			

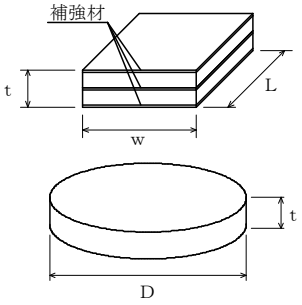
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 （金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403 -1995 CT13	製品全数を測定。 ※１）ガス切断寸法を準用する。 ※２）片面のみの削り加工の場合も含む ※３）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※４）全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※５）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		1-2-12-1
						全移動量ℓ※4	ℓ ≦300㎜		±2			
							ℓ ＞300㎜		±ℓ /100			
						組立高さH	上、下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300㎜	±3			
								H＞300㎜	(H/200+3)小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※2)、※3)		JIS B 0403 -1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※2)		JIS B 0403 -1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405 -1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417 -1979 B級			

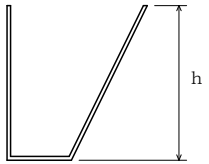
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅w長さL直径D	w,L,D≦500mm	0～＋5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		1-2-12-1
							500＜w,L,D≦1500mm	0～＋1%			
							1500mm＜w,L,D	0～＋15			
						厚さt	t≦20mm	±0.5			
							20mm＜t≦160mm	±2.5%			
							160mm＜t	±4			
						相対誤差	w,L,D≦1000mm	1			
							1000mm＜w,L,D	(w,L,D)／1000			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ （m）	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-1

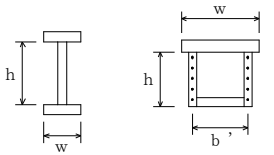
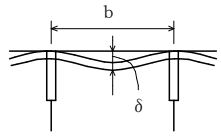
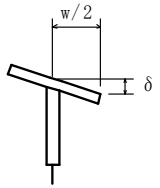
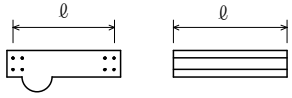
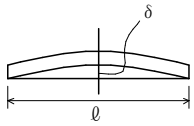
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h（m）	±2… h≦0.5 ±3… 0.5＜h≦1.0 ±4… 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-1
						外周長L（m）	±(10＋L/10)			

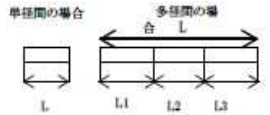
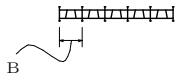
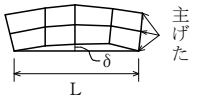
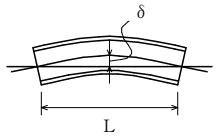
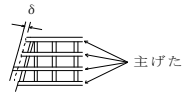
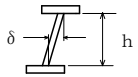
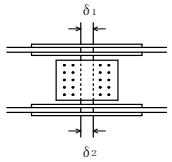
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	ﾌﾗﾝｼﾞ幅 w(m) 腹板 h(m) 腹板間隔 b′(m)	±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2) 2.0＜w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		 I 型鋼げた　トラス弦材	1-2-12-3
							板の平面度 δ(mm) 鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）			
							板の平面度 δ(mm) 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150				
							フランジの直角度 δ（mm）	w／200				
							部材長 ℓ(m) 鋼桁	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
							部材長 ℓ(m) トラス、アーチなど	±2… ℓ ≦10 ±3… ℓ ＞10				
							圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長（mm）		
							※規格値のw，ℓ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，w，ℓ に代入する数値はmm単位の数値とする。					

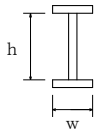
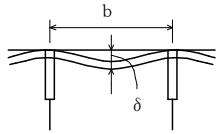
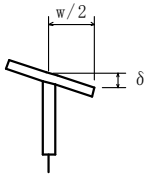
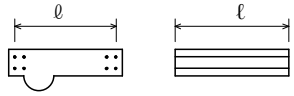
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼げた等	トラス・アーチ等		
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長　L（m） 支間長　Ln（m）	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。			1-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4…… B≦2 ±(3+B/2) …… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h（m）	±5…… h≦5 ±(2.5+h/2) …… h>5	—	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ（㎜）	5+L/5…… L≦100 25…… L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上（m）			
							主桁、主構のそり δ（㎜）	−5～+5…… L≦20 −5～+10…… 20<L≦40 −5～+15…… 40<L≦80 −5～+25…… 80<L≦200	各主桁について 10～12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）		
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（㎜）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 δ（㎜）	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ（㎜）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（㎜）		
							現場継手部のすき間 δ_1, δ_2（㎜）	±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ1、δ2 のうち大きいもの なお、設計値が 5㎜ 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0㎜ とする。 （例：設計値が 3㎜ の場合、すき間の許容範囲は 0㎜～8㎜）			
							※規格値のL，B，h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値は㎜単位の数値とする。					

出来形管理基準及び規格値

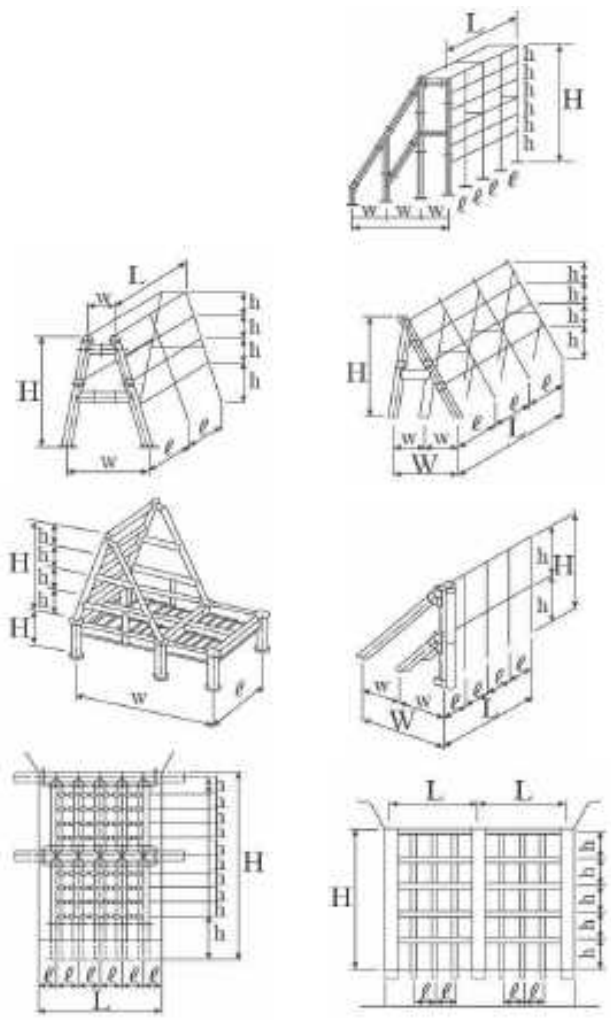
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部材精度	フランジ幅 w（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2) … 2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼げた	1-2-12-3
							腹板高 h（m）				
						板の平面度δ(mm)	鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		
							箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
						フランジの直角度 δ（mm）		w／200			
						部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	主要部材全数を測定。		
						※規格値のw，ℓ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh， b， wに代入する数値は mm 単位の数値とする。						

出来形管理基準及び規格値

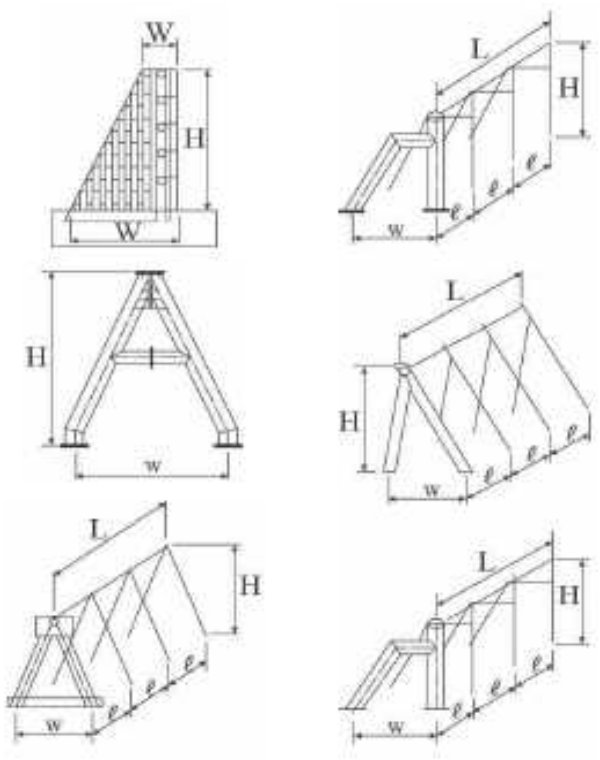
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定		1-2-12-3
						堤　長　L	±30			
						堤　長　ℓ	±10			
						堤　幅　W	±30			
						堤　幅　w	±10			
						高　さ　H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			



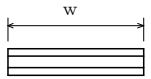
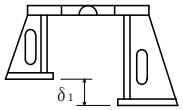
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時)）					1-2-12-3

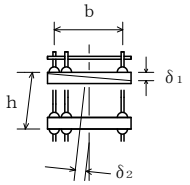
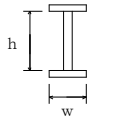
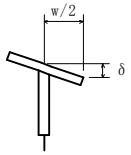
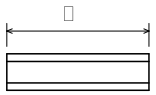
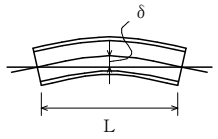
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ （m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-4
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長ｗ（m）	0～＋30	製品全数を測定。		1-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1（㎜）	設計値 ±4	両端及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い違い δ_2（㎜）	±2		（実測値） δ_2 	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ （m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-6
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ （m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	b／500	軸心上全数測定。		1-2-12-8
							鉛直度 δ_2 (mm)	h／500			
							高さ h (mm)	±5			
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2…　w≦0.5 ±3…　0.5＜w≦1.0 ±4…　1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2)…　2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼げた	1-2-12-9
						部材	フランジの直角度 δ (mm)	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						部材	部材長ℓ (m)	±3…　ℓ ≦10 ±4…　ℓ ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時	主桁のそり	−5～＋5…　L≦20 −5～＋10…　20＜L≦40	各主桁について 10～12m間隔を測定。		

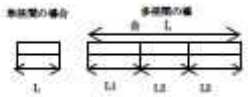
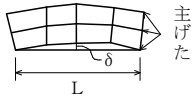
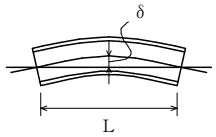
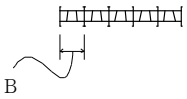
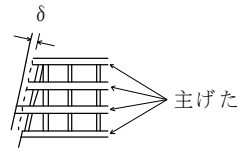
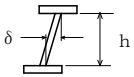
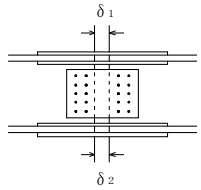
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材 部材長ℓ （m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		1-2-12-10
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	ａ．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 ㎡とする。 1 ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200 ㎡に満たない場合は 10 ㎡ごとに 1 点とする。		1-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長 L（m） 支間長 Ln（m）	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。		1-2-13
						通り δ（㎜）	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ（㎜）	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4…　B≦2 ±(3+B/2) …　B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ（㎜）	±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ（㎜）	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(㎜)		
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2（㎜）	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が 5 ㎜未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0㎜ とする。（例：設計値が 3㎜ の場合、すき間の許容範囲は 0㎜～8㎜）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
					※規格値のL，Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値は㎜単位の数値とする。					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間	―	各桁毎に全数測定。		1-2-13
						桁の中心間距離	―	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり	―	主桁を全数測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ ＜5m	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは1施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		1-2-14-2
							ℓ ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長 ℓ	ℓ ＜5m	－100			
							ℓ ≧5m	法長の－2%			
						延長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ ＜5m	－200	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		1-2-14-2
							ℓ ≧5m	法長の－4%			
						厚さ t	t ＜5cm	－10	施工面積 200 ㎡につき 1 ヶ所、面積 200 ㎡以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

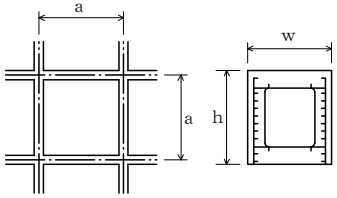
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ ＜3m	－50	施工延長 40mにつき 1 ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 測定断面に凸凹があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	  	1-2-14-3
							ℓ ≧3m	－100			
						厚さ t	t ＜5cm	－10	200 ㎡につき 1 ヶ所以上、200 ㎡以下は 2 ヶ所をせん孔により測定。		
							t ≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

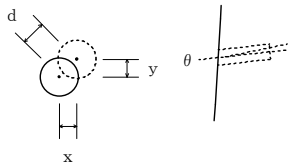
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		1-2-14-4 曲線部は設計図書による
							ℓ ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延延長 100mにつき 1 ヶ所、枠延延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高 さ h		－30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-14-4
							ℓ ≧10m	－200			
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎		1-2-14-4

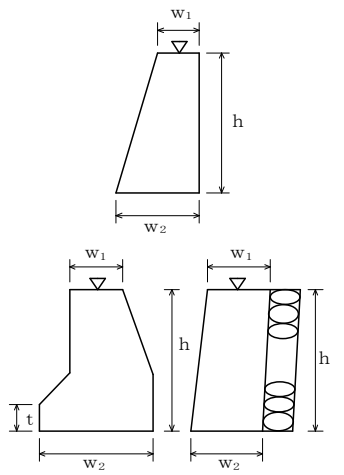
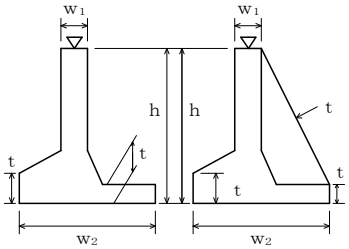
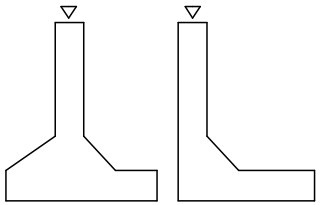
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ　ℓ	設計値以上	全数	 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	1-2-14-4 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差　d	100			
						せん孔方向　θ	±2.5度			

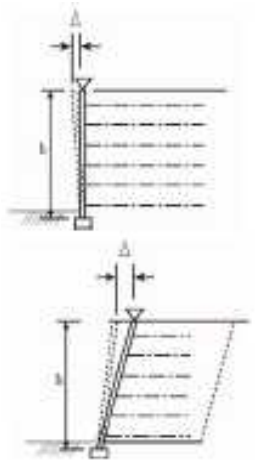
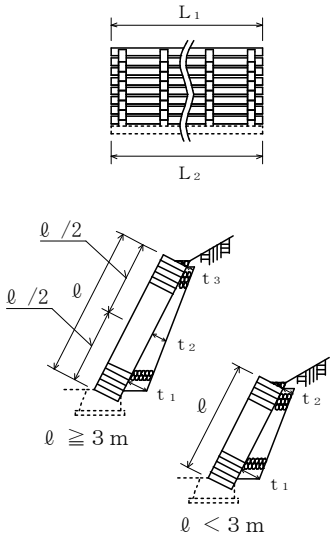
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		場所打擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-15-1
						厚さ t		−20			
						裏込厚さ		−50			
						幅 w_1, w_2		−30			
						高さ h	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			
						延長 L		−200	1 施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-15-2
						延長 L		−200	1 施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

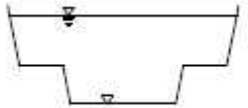
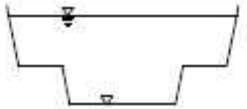
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-15-3
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						鉛直度 △		±0.03ｈかつ ±300 以内			
						控え長さ（補強材の設計長）		設計値以上			
						延長 L		－200	1 施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		1-2-15-4
						法長 ℓ	高さｈ＜3m	－50			
							高さｈ≧3m	－100			
						厚さ t_1, t_2, t_3		－50			
						延長 L_1, L_2		－200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測線毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		1-2-16-3
								500ps	－1000～＋200			
								1000ps	－1200～＋200			
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200			
								420ps 600ps	－1000～＋200			
								1350ps	－1200～＋200			
						幅			－200			
						延長			－200			
1 共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （クラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測線毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		1-2-16-3
						幅			－200			
						延長			－200			

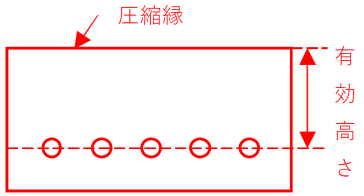
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （クラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計算値	1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±100ｍが含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-16-3
						標準較差	±0 以下	＋400 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で、1 ヶ所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 ㎡に 1 ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		1-2-18-2
						幅 w	0～＋30			
						厚さ t	－10～＋20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20	1 径間当たり 3 ヶ所（両端及び中央）測定。 1 ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	−30	「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	−30			
3 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1 組毎		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	−200			
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に 1 ヶ箇所。		
						延長 L	−200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		
						厚さ t_1～t_8	−20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	−30			
						内空幅 w_3	−30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	−200			
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						延長 L	−200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
3 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
3 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
3 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L：L＜20m	−50			
						延長 L：L≧20m	−100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。（なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）		
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200			
3 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）	−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）	−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）	−50			
						高さ h_1	−50			
						胸壁の高さ h_2	−30			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

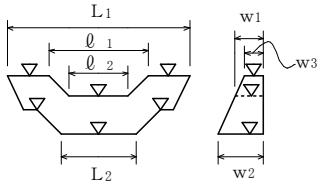
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	−50			
3 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
3 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			

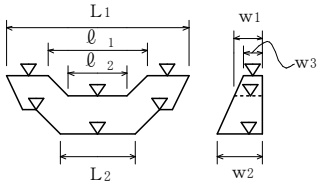
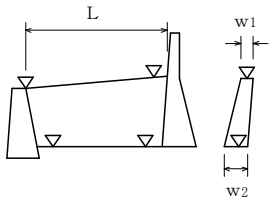
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						堤長 L_1, L_2	−100			
						水通し幅ℓ_1, ℓ_2	±50			
3 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚さ t	−30			
						幅 w	−100			
						延長 L	−100			
3 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						長さ L	−100			

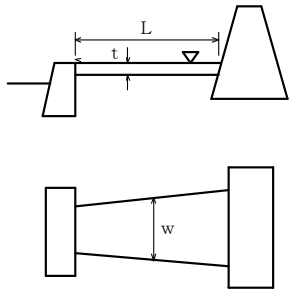
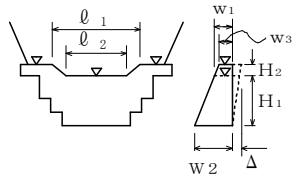
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材　部材長 ℓ （m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						天端部 w_1, w_3 堤幅 w_2	−30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	±50			
						堤長 L_1, L_2	−100			
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 w_1, w_2	−30			
						長さ L	−100			

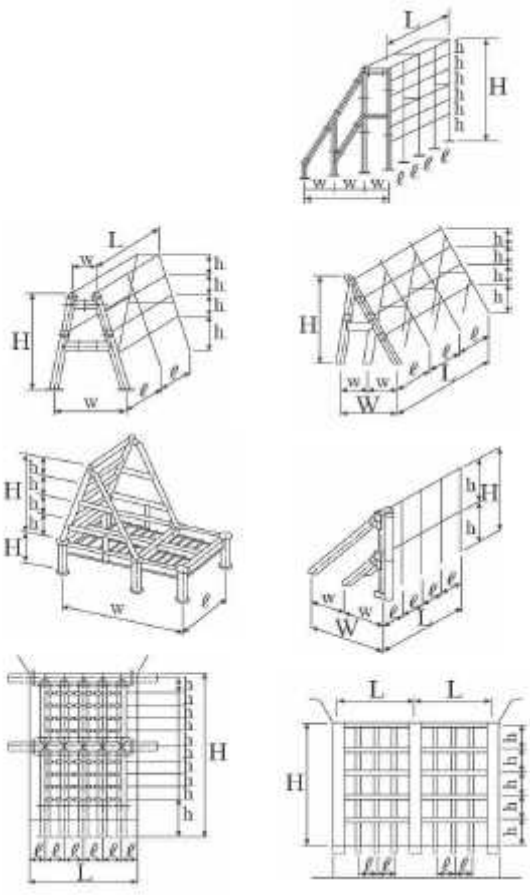
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅	w	−100			
						厚さ	t	−30			
						延長	L	−100			
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		
							長さ ℓ_1, ℓ_2	±100			
							幅 w_1, w_3	±50			
							下流側倒れ Δ	±0.02H_1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ Δ	±0.02H_2			

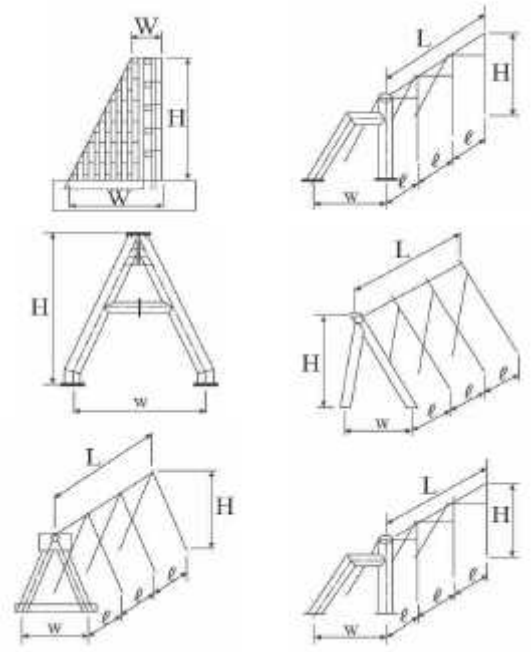
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）	堤長　L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。 		
						堤長　ℓ	±10			
						堤幅　W	±30			
						堤幅　w	±10			
						高さ　H	±10			
						高さ　h	±10			

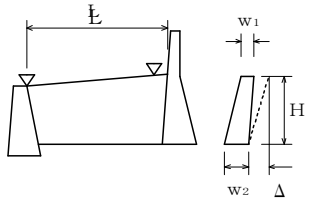
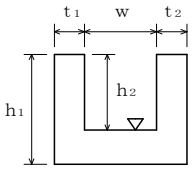
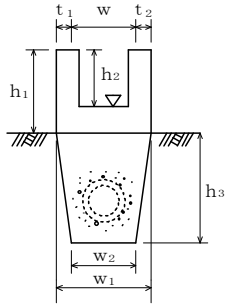
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製えん堤本体工 （透過型）					

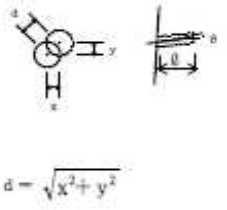
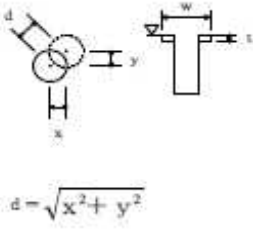
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		
						長さ L	±100			
						幅 w_1, w_2	±50			
						下流側倒れ Δ	±0.02H			
						高さ h ＜3m	−50			
						高さ h ≧3m	−100			
4 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。（なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。）		
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						厚さ t_1, t_2	−20			
						延長 L	−200			
4 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。（なお製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による）		
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						幅 w_1, w_2	−50			
						高さ h_1, h_2	−30			
						深さ h_3	−30			
						延長 L	−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			
4 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		
						偏心量 d	150			
						長さ L	－100			
						巻立て幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
4 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ▽	±50	全数測定。		
						偏心量 d	D／4 以内かつ 100 以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （本体）	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	−100			
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （水叩）	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	−100，＋60			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （副ダム）	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	±40			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （導流壁）	天端高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて 3 リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	−0	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外側境界線	−0，＋500			
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	−0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	−0，＋1000			
						盛立幅	−0，＋1000			
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	7		ロックの盛立	基準高 ▽	−100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	−0，＋2000			

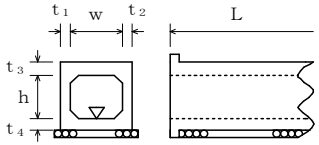
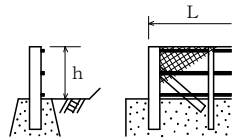
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 ダム編	2 フィルダム				フィルダム（洪水吐）	基準高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回／1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
5 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		
						配置誤差	100			

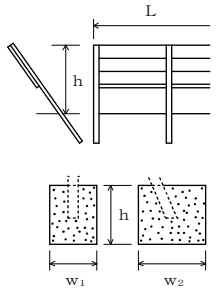
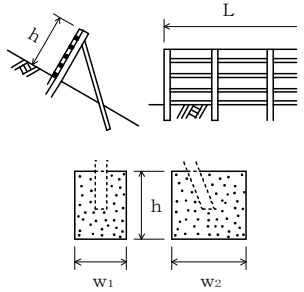
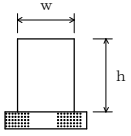
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ （m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
6 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ	t1～t4	－20			
						幅（内法）	w	－30			
						高さ	h	±30			
						延長 L	L＜20m	－50			
							L≧20m	－100			
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	w	－200	1 施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延長	L	－200			
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長	L	-200	1 施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

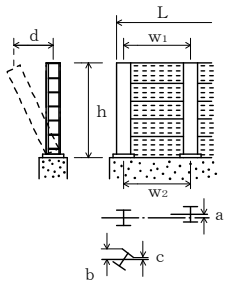
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L		−200	1 施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 w_1, w_2	−30	基礎 1 基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						基礎	高さ h	−30			
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						延長 L		−200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	−30	基礎 1 基毎		
						基礎	高さ h	−30			
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	−10%	全数		
						アンカー長 ℓ	埋込み ℓ	−5%			
6 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						高さ h		−30			
						延長 L		−200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1，w_2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		
							ずれ a	10			
							ねじれ b－c	5			
							倒れ d	h×0.5%			
						高さ h		＋30，－20			
						延長 L		－200	1施工箇所毎		

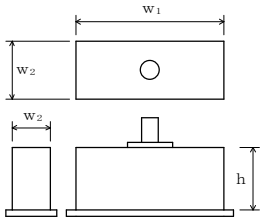
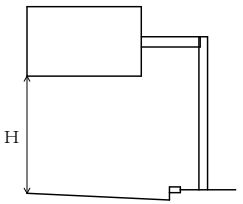
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽		±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1 ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1 ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が 2000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500ｔ未満あるいは施工面積が 2000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	t＜15cm	−30		−10			
						厚さ	t≧15cm	−45		−15			
						幅		−100		—			
6 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ		−9		−3	幅は、片側延長 80m毎に 1 ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に 1 ヶ所コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅		−25		—			

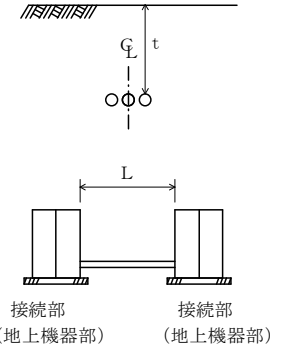
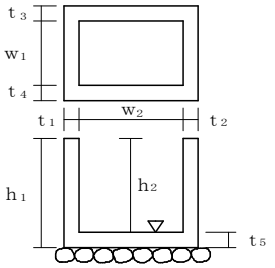
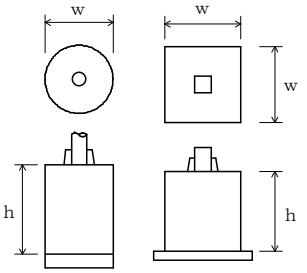
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	－200	1 ヶ所／1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
6 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	1 ヶ所／1 踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1 ヶ所／1 踏掛版		
						各部の長さ	±30	1 ヶ所／1 踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
6 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1, w_2	－30	基礎 1 基毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	－30			
6 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	1 ヶ所／1 基 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

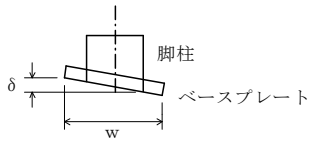
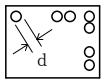
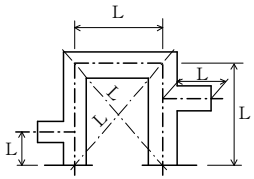
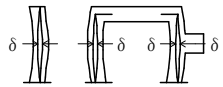
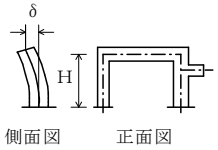
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部間毎に1ヶ所		
						延長 L	－200	接続部間毎で全数		
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1, w_2	－30			
						※高さ h_1, h_2	－30			
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 （照明柱基礎工）	幅 w	－30	1ヶ所／1施工箇所		
						高さ h	－30			

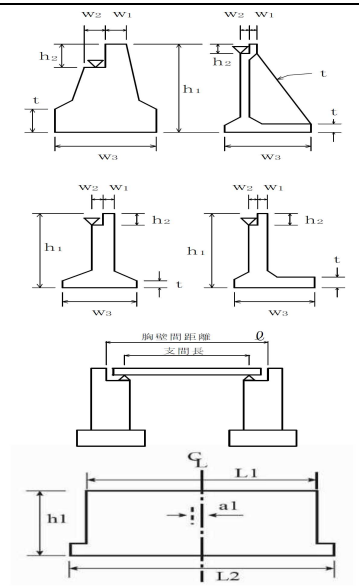
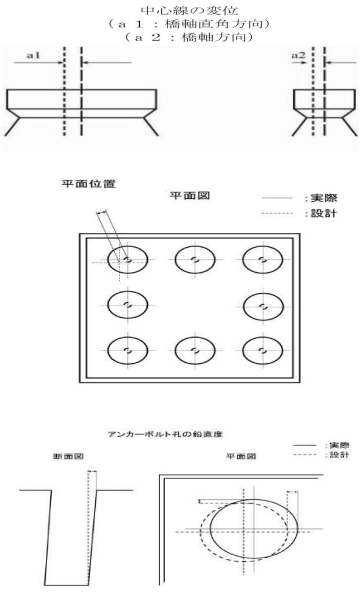
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	橋脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w/500	各橋脚柱、ベースプレートを測定。		
							ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。		
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長L（m）		±5…　L≦10m ±10… 10＜L≦20m ±(10＋(L－20)／10)… 20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定。		
							はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）		L/1000	各主構の各格点を測定。		
							柱の鉛直度 δ（mm）		10…　H≦10 H…　H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）		

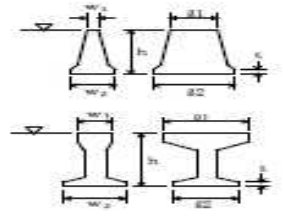
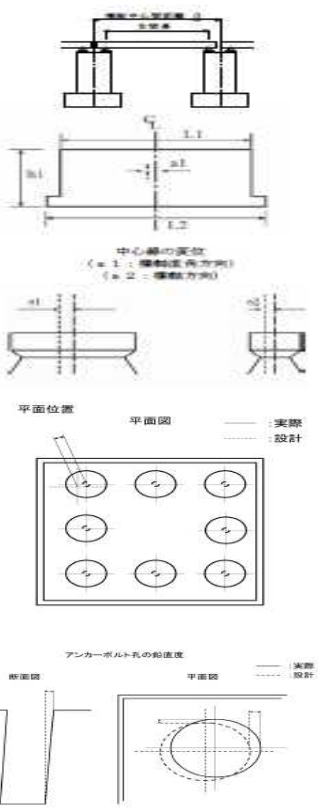
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）		−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）		−50			
						高さ h_1		−50			
						胸壁の高さ h_2		−30			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						胸壁間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

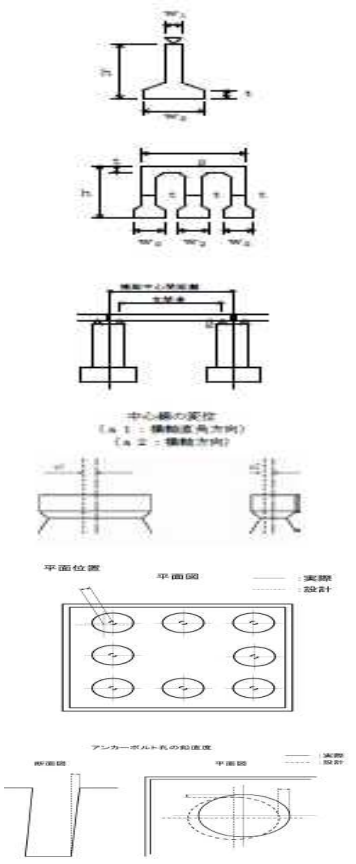
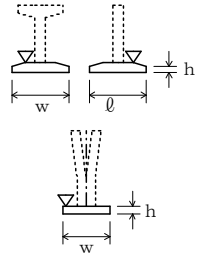
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (反重力式)	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)		−20			
						敷幅 w_2 (橋軸方向)		−50			
						高さ h		−50			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	平面位置	±20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

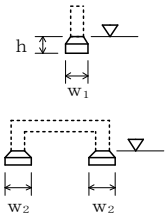
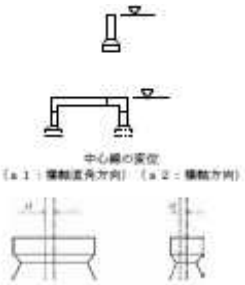
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1		−20			
						敷幅 w_2		−20			
						高さ h		−50			
						長さ ℓ		−20			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w（橋軸方向）		−50			
						高さ h		−50			
						長さ ℓ		−50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	−50			
						高 さ h	−50			
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 （Ⅰ型・T型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の 1／2 を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ （m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10		図面の寸法表示箇所で測定。		
6 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋仮設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注 1）		±5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が 300㎜以下の場合は、水平面の高低差を 1㎜ 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量　注 2）		設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）		ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	鋼橋			
								±5	±(4+0.5×(B-2))			
						水平度	橋軸方向	1／100				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差		5				
						可動支承の機能確認　注 3）		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上				

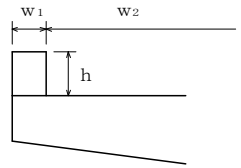
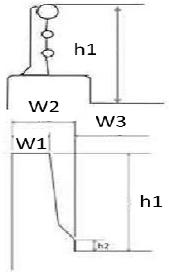
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋仮設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1）		±5		支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300㎜以下の場合は、水平面の高低差を 1㎜ 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量　注2）		設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）		ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	鋼橋			
								±5	±(4+0.5×(B-2))			
						水平度	橋軸方向	1／300				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差		5				
						可動支承の機能確認　注3）		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				

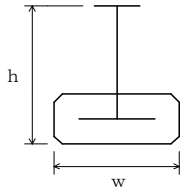
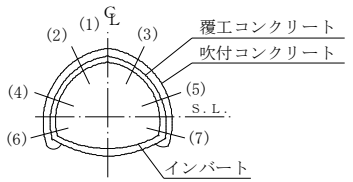
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	－20 以内 かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	－10～＋20	1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	－10～＋20			
						有効幅員 w_2	0～＋30			
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	－5～＋10	1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。		
						地覆の幅 w_2	－10～＋20			
						高さ h_1	－20～＋30			
						高さ h_2	－10～＋20			
						有効幅員 w_3	0～＋30			
6 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			

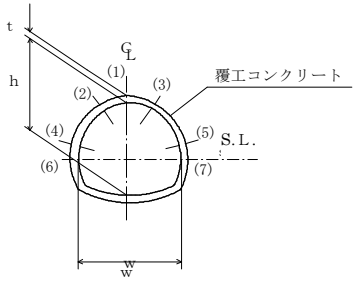
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：スパン長		
						高 さ h	＋10 －5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ ＜15…±10 ℓ ≧15… ±（ℓ －5） かつ －30㎜ 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
6 道路編	6 トンネル NATM	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の 1／3 以上を確保するものとする。	施工延長 40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。		
6 道路編	6 トンネル NATM	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長 40m毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削孔深さ	—			
						孔 径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

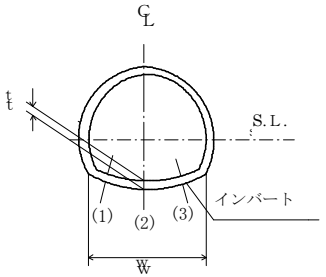
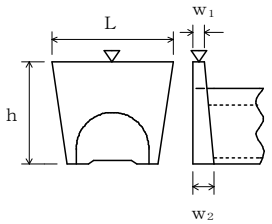
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	6 トンネル NATM	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40mに 1 ヶ所、(2)～(3)は 100mに 1 ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m以下のものについては、1 トンネル当たり 2 ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 ・計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			

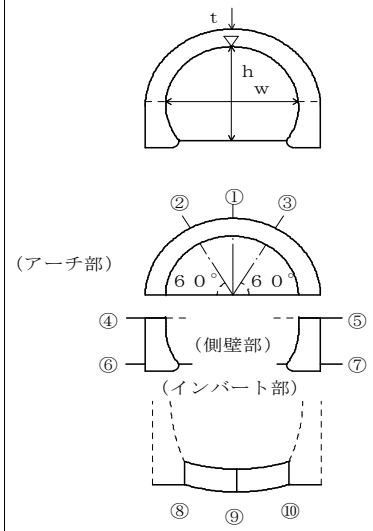
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	6 トンネル NATM	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	−50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						厚さ t	−30			
6 道路編	6 トンネル NATM	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）	−50	(1) 幅は、施工 40mにつき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
6 道路編	6 トンネル NATM	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		
						幅 w_1, w_2	−30			
						高さ h　h＜3m	−50			
						高さ h　h≧3m	−100			
						延長 L	−200			

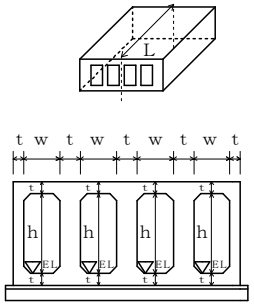
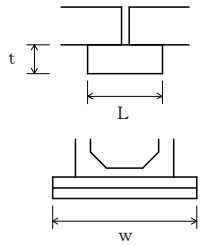
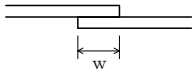
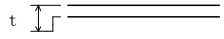
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	6 トンネル NATM	8 坑門工	5		明り巻工	基準高（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅　w（全幅）	－50			
						高さｈ（内法）	－50			
						厚　　さ　t	－20			
						延　　長　L	—			

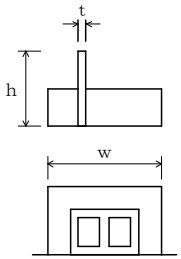
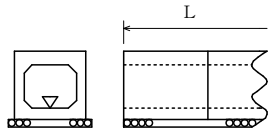
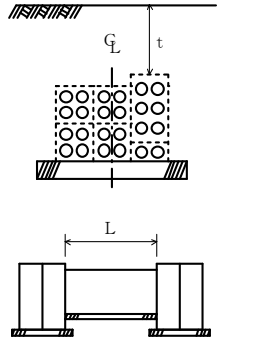
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						内空幅 w	−30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	−50			
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	−20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	−20			
						長さ L	−20			
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 （防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 （防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

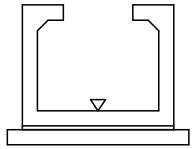
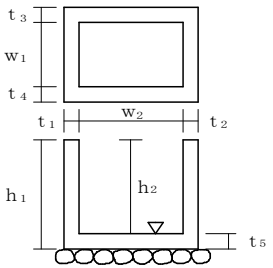
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 （防水壁）	高さ h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	±50			
						厚さ t	－20			
6 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
						延長 L	－200	延長：1 施工箇所毎		
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 （管路部）	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に 1 ヶ所。		
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

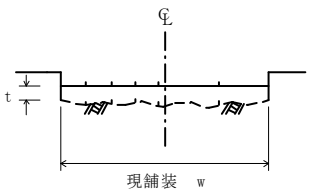
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 （特殊部）	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。		
6 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ t1～t5	−20			
						※幅 w1，w2	−30			
						※高 さ h1，h2	−30			

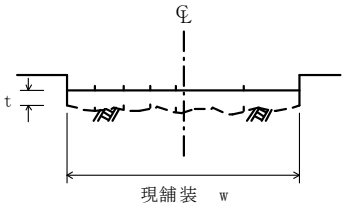
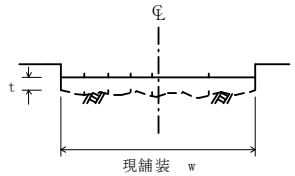
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	測定値の平均（$\overline{X}$）			
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t（切削）	−7	-2	厚さは 40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高」の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ t（オーバーレイ）	−9				
						幅 w	−25				
						延長 L	−100				
						平坦性	—	3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			

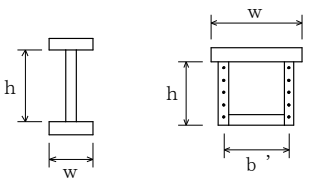
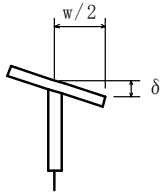
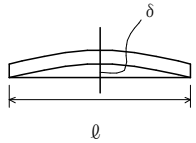
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	測定値の平均（$\bar{X}$）			
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合） 厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さｔ（標高較差）（切削）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	1．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 3．厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4．厚さ（オーバーレイ）は 40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5．幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ t（オーバーレイ）	-9				
						幅 W	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工 厚さ t	－30		幅は延長 80m毎に 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線 200m毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		
						路盤工 幅 w	－50				
						路盤工 延長 L	－100				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
6 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 b′（m）	±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2)… 2.0＜w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた　トラス弦材	
								床組など	構造別に、5部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（㎜）	w／200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ（㎜）	ℓ ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長（㎜）		

第1章　管路編

「下水道土木工事必携（案）2021年版：公益社団法人日本下水道協会発行」に準拠して実施する。

ただし、以下工種については「管路施設更正工法における設計・施工管理ガイドライン2026年版：公益社団法人日本下水道協会発行」に準拠して実施する。
・管きょ更生工
・マンホール更生工
・取付け管更生工

編	章	節	条	工種	摘要
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	3管路土工	管路掘削	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	3管路土工	管路埋戻	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	4管布設工	管布設（自然流下管）	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	4管布設工	矩形渠（プレキャスト）	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	4管布設工	圧送管	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	5管基礎工	砂基礎	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	5管基礎工	砕石基礎	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	5管基礎工	コンクリート基礎	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	5管基礎工	まくら土台基礎	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	5管基礎工	はしご胴木基礎	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	6水路築造工	現場打水路	
下水道	1管路	3管きょ工（開削）	7管路土留工	鋼矢板土留	任意仮設の場合は除く
下水道	1管路	4,5管きょ工（小口径推進・推進）	3推進工	推進工	
下水道	1管路	4,5管きょ工（小口径推進・推進）	4立坑内管布設工	空伏工	
下水道	1管路	6管きょ工（シールド）	3一次覆工	掘進工	

編	章	節	条	工種	摘要
下水道	1管路	6管きょ工（シールド）	4二次覆工	二次覆工	
下水道	1管路	7管きょ更生工	3管きょ内面被覆工	反転・形成工法	~~最新版の~~「管きょ管路施設更正工法における設計・施工管理ガイドライン~~（案）~~2026年版」に準拠して実施する。
下水道	1管路	7管きょ更生工	3管きょ内面被覆工	製管工法	~~最新版の~~「管きょ管路施設更正工法における設計・施工管理ガイドライン~~（案）~~2026年版」に準拠して実施する。
下水道	1管路	~~7~~8マンホール工	3標準現場打ちマンホール工	3標準現場打ちマンホール工	
下水道	1管路	~~7~~8マンホール工	3標準現場打ちマンホール工	マンホール基礎工	
下水道	1管路	~~7~~8マンホール工	4組立マンホール工	組立マンホール工	
下水道	1管路	~~7~~8マンホール工	5小型マンホール工	小型マンホール工	
下水道	1管路	~~8~~9特殊マンホール工	4躯体工	現場打ち特殊人孔	
下水道	1管路	~~8~~9特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室・雨水吐室	
下水道	1管路	~~8~~9特殊マンホール工	伏せ越し管工	伏せ越し管	
下水道	1管路	~~8~~9特殊マンホール工	越流堰（雨水吐室）	越流堰（雨水吐室）	
下水道	1管路	~~8~~9特殊マンホール工		中継ポンプ施設	
下水道	1管路	~~9~~10取付管及びます工	4ます設置工	公共ます	
下水道	1管路	~~9~~10取付管及びます工	5取付管布設工	取付管	
下水道	1管路	~~12~~13 立坑工		立坑工	
下水道	1管路	~~12~~13 立坑工		立坑土工	

第2章　処理場・ポンプ場工事編

「下水道土木工事必携（案）2021年版：公益社団法人日本下水道協会発行」に準拠して実施する。

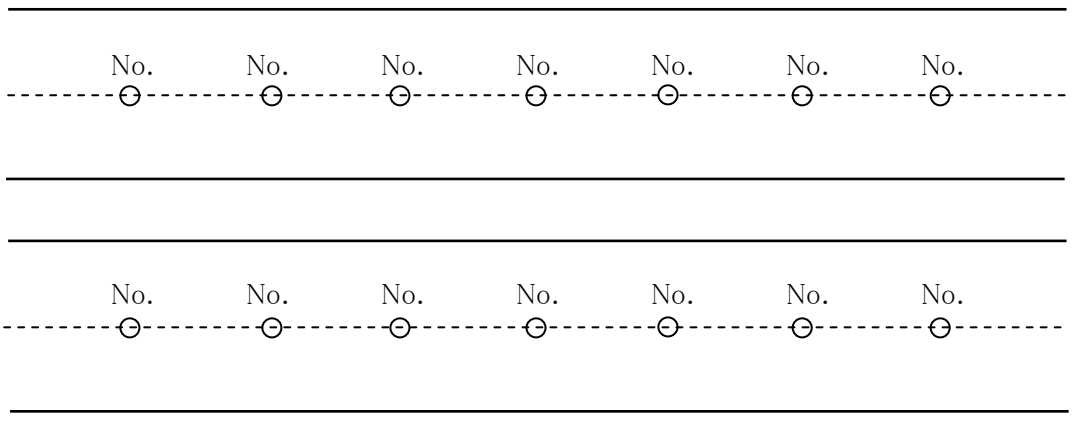
編	章	節	条	工種	摘要
下水道	2処理場・ポンプ場	3敷地造成土工	4法面整形工	盛土・切土	
下水道	2処理場・ポンプ場	6本体作業土工	2掘削工	土工（掘削）	
下水道	2処理場・ポンプ場	7本体仮設工	2土留・仮締切工	土留・仮締切工（H鋼杭、鋼矢板）	任意仮設の場合は除く
下水道	2処理場・ポンプ場	7本体仮設工	3地中連続壁工	~~コンクリート~~壁壁式	
下水道	2処理場・ポンプ場	6本体仮設工	3地中連続壁工	~~ソイル壁~~柱列式	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	3直接基礎工	構造物基礎	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	5既製杭工	既製杭	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	6場所打ち杭工	場所打ち杭	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	7オープンケーソン基礎工	ケーソン基礎	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	9躯体工	池・槽の主要構造物	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	9躯体工	池・槽の付属構造物	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	9躯体工	開口部	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	9躯体工	ゲート用開口部	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	9躯体工	可動せき用開口部	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	
下水道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工		燃料貯留槽工	
下水道	2処理場・ポンプ場	9場内管路工	10管布設工	流入渠・流出渠	

プルーフローリング試験

工　事　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　請負会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工　種　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　測　定　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

項　　目	事　　項				備　　考
天　　候		測定面の含水状況			
試験区間	No.　　～No.				
載 荷 車	型　　式		接　地　圧		
載荷状況	予備載荷回数	回	本載荷状況	㎞/h	

試　験　結　果	
視察展開図	
視察記事	
異状箇所の処置	

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆エコンクリート・吹付けコンクリート除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの水和熱	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート除く）	製造（プラント）	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水 ： ±1%以内 セメント ： ±1%以内 骨材 ： ±3%以内 混和材 ： ±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤 ： ±3%以内	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 ： コンクリート内のモルタル量の偏差率 ：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率 ：5%以下 圧縮強度の偏差率 ：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率 ：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率 ：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月	・小規模工種（※）で１工種当りの総使用量が50m3未満の場合は１工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床板、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差 ：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差 ：5%以下 圧縮強度差 ：7.5%以下 空気量差 ：1%以下 スランプ差 ：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種（※）で１工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502－2023,503－2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床板、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	（「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について（平成16年3月8日事務連絡））	1） 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2） 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3） 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3/日以上の場合： 2回／日（午前１回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合は175kg/m3、40㎜の場合は165kg/m3を基本とする。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 ： 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 ： 許容差±2.5cm スランプ2.5cm ： 許容値±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種（※）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※1小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭頭（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床板、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、護岸（※2）、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） ※2 コンクリートブロック積（張）施工において、総使用量が10m3未満であるレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の出荷製品は、品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時、または工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回。なおテストピースの採取は、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2㎜	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレスとコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2㎜以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレスとコンクリートは対象としない） また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆エコンクリート・吹付けコンクリート除く）	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	
2 プレキャストコンクリート製品（JIS　I 類）	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目確認	目視 （写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れが無いこと	全数		
3 プレキャストコンクリート製品（JIS　II 類）	材料	必須	製品検査結果 （寸法・形状・外観、性能試験） ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認 又は「その他」の試験項目確認	目視 （写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れが無いこと	全数		
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について （平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 （平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	1回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」」仕様書	原則0.3kg/m3以下	1回／月以上 （塩化物量の多い砂の場合1回以上／週）		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回／日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	1回／日以上		○
			コンクリートの空気量測定 （凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	1回／日以上		○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ細骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅ｽﾗｸﾞ細骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化ｽﾗｸﾞ細骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材： 砕石　3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外(砂利等)　1.0%以下 細骨材： 砕砂　9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材　7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等)　5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 JIS A 6204(科学混和剤)は1回／6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532	1回／月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°　以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19㎜未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員等と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°　以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音 波深傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。	
6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む））	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700㎜未満：許容値2㎜以下 外径700㎜以上1016㎜以下：許容値3㎜以下 外径1016㎜を超え2000㎜以下：許容値4㎜以下		・外径700㎜未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2㎜×π以下とする。 ・外径700㎜以上1016㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3㎜×π以下とする。 ・外径1016㎜を超え2000㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4㎜×π以下とする。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする		
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
	施工	その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中堀り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%～70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/mm^2	
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)，プレボーリング杭工法，鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は，支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち，掘削抵抗値(オーガ駆動電流値，積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき，本施工における支持層到達等の判定方法を定める。 道路橋示方書・同解説下部構造Ⅳ編 平成29年11月　P456～P458	
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による。		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する 杭基礎施工便覧　令和2年9月　P316	
9 既製杭工(中堀り杭工コンクリート打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による。		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので，孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は，打設直前に孔底スライムの状態を再確認し，必要において再処理する 道路橋示方書・同解説下部構造Ⅳ編 平成29年11月P502	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]－68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない 。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]－80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
10　下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10　95%以上 X6　96%以上 X3　97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個　孔　の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔　、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合は1工事あたり3孔以上で測定する。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧[4]-288		全幅、全区間について実施する。	・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m^{2}につき2回の割合で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは、使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
11　上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下			○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上（14日）		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
11　上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg/L以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53㎜以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上 歩道部 X6　90%以上 X3　90%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2:10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2／1ロット毎に10孔　、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合は1工事あたり3孔以上で測定する。		
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい:±15%以内	・中規模以上の工事:定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは、使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい:±6%以内			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m^{2}につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
12 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa（アスファルト舗装）、 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下			
	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは、使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔　、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合は1工事あたり3孔以上で測定する。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293 [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2000m2以上とする。	
14 アスファルト舗装 （次頁に続く）	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm^{3}以上 吸水率　：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			フィラーのフロー性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS　：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44				○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18				○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合は1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前） ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	温度計による	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
				または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測制度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値　修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値　締固め率：96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値　締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m^3、粗骨材500m^{3}ごとに1回、あるいは1回／日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材　5.0%以下 それ以外（砂等）　3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JiS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度が1回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3箇所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧[3]-353		1,000m^{2}に1個の割合でコアーを採取して測定		
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)		・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満かつ基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m3未満）。	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm^3			○
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧[3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧[3]-407	3～20秒（目標値）			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-79	破断ひずみ（-10℃、50mm/min） 8.0×10-3以上			○
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2000m2以上とする。 小規模とは、基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000m2未満	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	プラント	必須	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	アスファルト:220℃以下 石　粉:常温～150℃	随時		○
	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
17 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227 [4]-230	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径＞53mm: 突砂法 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	設計図書による。	500m^{3}につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員等との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルフローリング管理要領(案)」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
18 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径＞53mm: 突砂法 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m^2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m^2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルフローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	地盤の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。			
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16 （ベンケルマンビーム）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
19 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質が変化したとき	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質が変化したとき	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は、監督員等の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員等の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒　Pロート グランドアンカー設計施工マニュアルに合わせる	練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
21 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル				○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左 アルによる。	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径＞53㎜: 突砂法 舗装調査・試験法便覧[4]-256	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210)A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210)C・D・E法）。 または、設計図書による。	500m^{3}につき1回の割合で行う。 但し、1,500m^{3}未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は下記のとおりとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位あたりの現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210)A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210)C・D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員等と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は下記のとおりとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
22 吹付工	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工種（※）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床板、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種（※）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502－2023,503－2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m^3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種（※）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50㎜のコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種（※）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
22 吹付工	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JIS表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
23 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材－第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外(砂利等)　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材　7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等)　5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及びおよび産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
23 現場吹付法枠工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工種（※）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床板、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		○
	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m^{3}ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種（※）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2023	設計図書による。	1回6本　吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/m2以上（材令28日） ・小規模工種（※）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
23 現場吹付法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502－2023,503－2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m^3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種(※)で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JIS表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、ミキサの練り混ぜ性能試験の適用を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料 ロックボルトの引抜試験	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
24 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径＞53mm: 突砂法 舗装調査・試験法便覧[4]-256	最大乾燥密度の90%以上 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分＜50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%＜Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%＜Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員等と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分＜50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%＜Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%＜Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員等と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
24 河川土工	施工	必須		または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m^{2}を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。		
25 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径＞53mm： 突砂法 舗装調査・試験法便覧[4]-256	最大乾燥密度の85%以上 または設計図書に示された値	1,000m^{3}につき1回の割合、 または設計図書による。	左の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員等と協議した上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上、または設計図書による	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員等と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m^{2}を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
26 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験（路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
26 道路土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径＞53㎜: 突砂法 舗装調査・試験法便覧[4]-256	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA 1210)A・B法) ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JISA 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JISA 1210)C・D・E法) 【粘性土】 ・路体:自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va＜10%または飽和度Srが85%≦Sr＜95% ・路床及び構造物取付け部:トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va＜8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m^3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m^3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合:500m3につき1回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で実施し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JISA 1210)A・B法) ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JISA 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JISA 1210)C・D・E法) 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部:自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体、路床とも1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員等と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
26 道路土工	施工	必須		または、 「TS･GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m^{2}を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1000m3につき1回の割合で行う。ただし、5000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は、1工事当たり3回以上		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		必要に応じて実施 （例）トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 （ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
27 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監員等承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約2.7～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5～2g/cm3 ・軟石　：約2g/cm3未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督員等承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石　：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督員等承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm^{2}以上 ・準硬石：980.66N/cm^{2}以上4903N/cm^{2}未満 ・軟石：980.66N/cm^{2}未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m^{3}につき1回の割で行う。ただし、5,000m^{3}以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員等承諾を得て省略できる。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材： 1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが、砕石粉のときには3.0%以下 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は、3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種（※）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502－2023,503－2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床板、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について（平成16年3月8日事務連絡）†	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m^3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m^3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m^3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m^3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施す その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えるた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3/日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／m3、40mmの場合は165kg／m3を基本とする。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m^{3}ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種（※）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭頭（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床板、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1．1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員等と協議するものとする。 2．1ブロック1リフトのコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員等と協議するものとする。 3．ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4．上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m^{3}以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
29覆工コンクリート（NATM）	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS　A1102 JIS　A5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材 JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
29覆工コンクリート(NATM)	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材: 砕石　3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外(砂利等)　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材　7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等)　5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200mg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量:200mg/L以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材　:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		○
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
29覆工コンクリート(NATM)	同上	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m^{3}ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について（平成16年3月8日事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m^{3}の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m^{3}の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m^{3}以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m^{3}の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し生コン製造業者に改善を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えるた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m^3/日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m^{3}ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg／m3、40mmの場合は165kg／m3を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時、または工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回。なおテストピースの採取は、1回につき6個（σ7･･･3個、σ28･･･3個）とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502－2023,503－2023）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m^{3}ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
（次頁に続く）			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回　品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
29覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において5ヶ所実施。 材齢28日～91日間の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
30吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%（ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
30吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		○
		その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
30吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日,28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023,503-2023)または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCE-F561) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561)	1日強度で5N／mm2	トンネル施工長ごとに1回		
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 :許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m^{3}ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m^{3}ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
31 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
32 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図で描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上の場合が該当する。 小規模以下の工事とは、舗装施工面積が10,000m2未満の場合が該当する。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.9 路上で粉砕した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下			
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
32 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法	基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事当たり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は1工事当たり3孔以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回／日		
33 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	96%以上 X10　98%以上 X6　98%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事当たり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は1工事当たり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
33 路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8に準じる	-0.7cm以内	1,000m^2毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			
34 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
34 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS):30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)			○
	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	タフネス:20N・m			○
			密度試験	JIS K 2207				○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
34 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]-154	X_{10} 1000mL／15sec以上 X_{10}　300mL／15sec以上（歩道箇所）	1,000m^{2}ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-224	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事当たり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は1工事当たり3孔以上で測定する。		
			外観検査（混合物）	目視		随時		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
35プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量500tごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃) ※　針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	舗装再生便覧(令和6年3月)付録-02　アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方	1.70(MPa/mm)以下(25℃) ※　針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい:±12%以内 再アス処理の場合、2.36㎜:±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1～2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められるとき。 印字記録の場合:全数		○
			粒度(75μmフルイ)		75μmふるい:±5%以内 再アス処理の場合、75μm:±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量:±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量:±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			耐磨耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視		随時		
			温度測定(初期締固め前)	温度計による			測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m2:10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10孔　、合計20孔 なお、1工事当たり3,000m2以下の場合(維持工事を除く)は1工事当たり3孔以上で測定する。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
36工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 （主部材）	現物照合 帳票確認		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。 その他すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 （付属部材）	目視及び計測				
37ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	~~主要部材の最大表面粗さ 50μm以下~~ ~~二次部材の最大表面粗さ 100μm以下~~ ~~（ただし、切削による場合は50μm以下）~~ 最大表面粗さ 50μm以下（切削による場合もこれに準ずる）		最大表面粗さとは、JIS B 0601に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ~~深さ~~	・目視 ・計測	~~主要部材：ノッチがあってはならない~~ ~~二次部材：1mm以下~~		~~ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。~~	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					
38　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121　1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編 2017.8.4 溶接施工法　図-2017..8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれ3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242　Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編 2017.8.4溶接施工法　図-2017.8.24衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編 2017..8.4 溶接施工法　図-2017..8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
38溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋-鋼部材・鋼上部構造編2017.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋-鋼部材・鋼上部構造編2017.8.4溶接施工法　図-2017.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編2017.8.4溶接施工法　図-2017.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編 2017.8.4溶接施工法　図-2017.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合は、JIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合は、JIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋-鋼部材・鋼上部構造編 表-解 2017.8.6及び表-解2017.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 2017.8.6及び表-解2017.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋-鋼部材・鋼上部構造編816.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
38溶接工	施工	必須	外観検査 （ビート表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビート表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 （ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ 25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査 （アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋-鋼部材・鋼上部構造編2017.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋-鋼部材・鋼上部構造編 表-解2017.8.4及び表-解2017.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解2017.8.4及び表-解2017.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋-鋼部材・鋼上部構造編3.16.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観形状検査 （オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観検査 （すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観検査 （余盛高さ）		設計図書による 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビート形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビート幅（B[mm]）　余盛高さ（h[mm]） B＜15　：　h≦3 15≦B＜25　：　h≦4 25≦B　：　h≦(4/25)・B		
			外観検査 （アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
39中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する。		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1．実施頻度は、監督員等との協議による。 2．ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの。	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員等との協議による。	
40区画線	施工	必須	材料の使用量	キャリブレーション試験	「積算基準及び標準歩掛(土木工事編）長野県建設部」第Ⅵ編　市場単価及び土木工事標準単価　第1章　②区画線工　に記載の使用量による。	キャリブレーション試験により吐出量を測定し、規格値を満たす施工速度を決定すること。 タコグラフ等で施工速度を確認すること。	・施工予定日から1年以内の県の認定を受けた検定結果の提出により試験を省略できる。 ・上記によらず、主たる工種が区画線の工事は、現場毎のキャリブレーション試験を必須とする。 ・小規模維持補修工事において、パッチングや穴埋めなど局部的な舗装修繕に伴う区画線の施工では、試験及び検定結果の提出を省略できる。	
41鉄筋 挿入工	材料	必須	品質検査 （芯材・ナット・ プレート等）	ミルシート	設計図書による	材料入荷時		○
			定着材の フロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回及び定着材の 材料や配合変更時に実施。 1回の試験は測定を2回行い、 測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたは モルタルとする場合	
		その他	外観検査 （芯材・ナット・ プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による	施工開始前1回及び施工日ごと 1回（3本／回）	定着材をセメントミルクまたは モルタルとする場合	
	施工	必須	引き抜き試験 （受入れ試験） 引き抜き試験 （適合性試験）	地山補強度工法 設計・施工マニュアル	設計図書による	・施工全数量の3%かつ3本以上 を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクル とする。		
		その他	適合性試験	地山補強度工法 設計・施工マニュアル	設計図書による	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0KNもしくは計画 最大荷重の0.1倍程度とする。		

下水道関係

品質管理基準及び規格値（共通）

「下水道土木工事必携（案）2021年版：公益社団法人日本下水道協会発行」に準拠して実施する。
ただし、対象工種における試験項目が「長野県土木工事施工管理基準（建設部）」の最新版と異なる場合は、長野県土木工事施工管理基準（建設部）に準拠するものとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
コンクリート工	材料	必須	アルカリ骨材シリカ反応抑制対策	
		その他	骨材のふるい分け試験	
			骨材の密度及び吸水率試験	
			骨材のすりへり試験	
			骨材の微粒分量試験	
			砂の有機不純物試験	
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法	
			骨材中の粘土塊量の試験	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	
			セメントの物理試験	
			セメントの化学分析	
			練混ぜ水の水質試験	
	施工	必須	塩化物総量規制	
			スランプ試験	
			コンクリートの圧縮強度試験	
			空気量測定	
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	
			コアによる強度試験	
			コンクリートの洗い分析試験	
			レディーミクストコンクリート単位水量測定	

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
鉄筋工	材料	その他	棒鋼の形状寸法、重量	
			引張り試験	
			曲げ試験	
	施工前	必須	外観検査	
	施工後	必須	外観検査	
			ガス圧接継手引張り試験	
			ガス圧接継手の超音波探傷検査	
鋼材	材料	その他	鋼材の形状寸法及び重量試験	
			引張り試験	
			曲げ及び衝撃試験	
基礎工	材料(砂)	必須	土の粒度試験	
	材料(砕石 C-40)	必須	骨材のふるい分け試験	
	材料(割栗石)	必須	比重、吸水率、圧縮強さ	

下水道関係

品質管理基準及び規格値（管きょ工事）

「下水道土木工事必携（案）2021年版：公益社団法人日本下水道協会発行」に準拠して実施する。

以下工種については「管路施設更正工法における設計・施工管理ガイドライン2026年版：公益社団法人日本下水道協会発行」に準拠して実施する。
・管きょ更生工
・マンホール更生工
・取付け管更生工

ただし、対象工種における試験項目が長野県土木工事施工管理基準（建設部）の最新版と異なる場合は、長野県土木工事施工管理基準（建設部）に準拠するものとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
管布設工（開削）	管きょ材料（下水道用鉄筋コンクリート管）	必須	外観	
			形状、寸法（カラー及びゴム輪を含む）	
			外圧強さ	
			水密性	
	管きょ材料（下水道用硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	
			寸法	
			引張試験	
			扁平試験	
			負圧試験	
			耐薬品性試験	
			ビカット軟化温度試験	
	管きょ材料（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	
			寸法	
			引張試験	
			扁平試験	
			負圧試験	
			耐薬品性試験	
			ビカット軟化温度試験	

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
管布設工（開削）	管きょ材料（下水道用強化プラスチック複合管）	必須	外観・形状	
			寸法	
			外圧試験	
			耐薬品性試験	
			耐酸試験	
			水密試験	
	管きょ材料（下水道用ポリエチレン管）	必須	外観・形状	
			寸法	
			引張試験	
			扁平試験	
			水圧試験	
			扁平負圧試験	
			耐薬品性試験	
			環境応力き裂試験	
			熱間内圧クリープ試験	
			ピーリング試験	
			熱安定性試験	
			融着部相溶性試験	
			対候性試験	

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
管布設工（開削）	管きょ材料（下水道用レジンコンクリート管）	必須	外観、形状及び寸法	
			外圧試験	
			水密性試験	
			耐酸性試験	
			吸水性試験	
	管きょ材料（下水道用ボックスカルバート）	必須	外観	
			形状・寸法	
			コンクリート圧縮強度試験	
			曲げ強度試験	
			接合部水密性試験	
	管きょ材料（下水道用ダクタイル鋳鉄管）	必須	原管	
			内装	
			外装（外観、形状・寸法、引張試験、硬さ試験、水圧試験）	

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
管布設工（開削）	管きょ材料（鋼管）	必須	外観	
			形状・寸法	
			成分・機械的性質	
			非破壊又は水圧	
			塗装	
管推進工	管きょ材料（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）	必須	外観・形状	
			寸法	
			外圧強さ	
			コンクリート圧縮強度	
			水密性	
	管きょ材料（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	必須	原管	
			内装	
			外装（外観、形状・寸法）	
	管きょ材料（鋼管）	必須	外観	
			形状・寸法	
			成分・機械的性質	
			非破壊又は水圧	
			塗装	

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
シールド工	管きょ材料（シールド工事用標準コンクリート系セグメント）	必須	外観及び形状・寸法検査	
			水平仮組検査	
			性能検査（単体曲げ試験、継手曲げ試験、ジャッキ能力試験、つり手金具引抜き試験）	
	管きょ材料（シールド工事用標準鋼製セグメント）	必須	材料検査	
			形状・寸法及び外観検査	
			溶接検査	
			水平仮組検査	
			性能検査（ジャッキ能力試験、単体曲げ試験）	

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
管きょ更生工	更生自立管	必須	耐荷性能（扁平強さ又は外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性率）	~~最新版の~~「管きょ管路施設更正工法における設計・施工管理ガイドライン~~（案）~~2026年版」に準拠して実施する。
			耐久性能（耐薬品性、耐摩耗性、耐ストレインコロージョン性、水密性、耐劣化性）	
			耐震性能（曲げ強さ、引張強さ、引張弾性率、引張伸び率、圧縮強さ、圧縮弾性率）	
			水理性能（粗度係数、成形後収縮性）	
			外観	
	更生管表面部材複合管	必須	耐荷性能（複合管断面の破壊強度・外圧強さ、充填材圧縮強度、充填材ヤング率）	~~最新版の~~「管きょ管路施設更正工法における設計・施工管理ガイドライン~~（案）~~2026年版」に準拠して実施する。
			耐久性能（リング耐性、クリープ比（50年率）、接合部引張強さ、接合部の接合強さ、耐薬品性、耐摩耗性、水密性、一体性）	
			耐震性能（水密性）	
			水理性能（粗度係数）	
			外観	

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
マンホール設置工	管きょ材料（組立マンホール側塊）	必須	外観	
			形状・寸法	
			コンクリートの圧縮強度試験	
			軸方向耐圧試験	
			接合部の水密性試験	
			側方曲げ強さ試験	
	管きょ材料（下水道用鋳鉄製マンホールふた）	必須	外観・形状	
			寸法・構造	
			材質試験	
			荷重たわみ試験	
			耐荷重試験	
	管きょ材料（マンホール足掛け金物）	必須	外観	
			形状・寸法	
			材質	
	管きょ材料（下水道用塩化ビニル製小型マンホール）	必須	外観・形状	
			寸法	
			引張試験	
			荷重試験	
			負圧試験	
			耐薬品性試験	
			ビカット軟化温度試験	

下水道関係

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
ます設置工	管きょ材料（下水道用鋳鉄製防護ふた）	必須	外観・形状	
			寸法	
			荷重たわみ試験	
			耐荷重試験	
			材質試験	
	管きょ材料（下水道用硬質塩化ビニル製ます）	必須	外観・形状	
			寸法	
			引張試験	
			荷重試験	
			負圧試験	
			耐薬品性試験	
			ビカット軟化温度試験	
	管きょ材料（下水道用ポリプロピレン製ます）	必須	外観・形状	
			寸法	
			引張試験	
			荷重試験	
			負圧試験	
			耐薬品性試験	
			荷重たわみ温度試験	

下水道関係

品質管理基準及び規格値（処理場・ポンプ場工事）

「下水道土木工事必携（案）2021年版：公益社団法人日本下水道協会発行」に準拠して実施する。
ただし、対象工種における試験項目が「長野県土木工事施工管理基準（建設部）」の最新版と異なる場合は、長野県土木工事施工管理基準（建設部）に準拠するものとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	摘要
基礎杭工（既製杭）	材料（鋼管杭、H鋼杭）	必須	外観	
			形状・寸法	
			材料検査（化学成分・機械的性質）	
	材料（コンクリート杭）	必須	外観	
			形状・寸法	
			性能検査	
	材料（合成杭）	必須	外観	
			形状・寸法	
			性能検査	
	施工（鋼管杭、H鋼杭の現場溶接）	必須	外観	
		その他	超音波探傷試験	
	施工（セメントミルク工法）	その他	根固め液及び杭周固定液の圧縮強度試験	
	施工	その他	支持力試験	
基礎杭工（場所打ち杭）	施工	必須	安定液等の孔内水位、安定液の有効性試験	
		その他	支持力試験	

〔参考資料〕

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断 して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

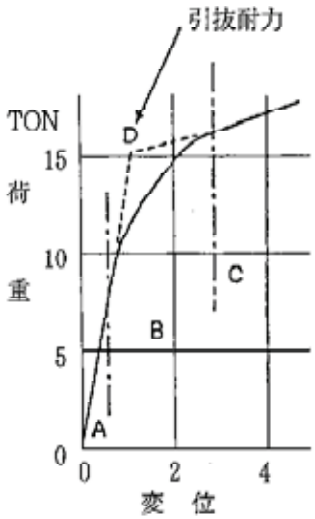


図4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(Intemationa l Society for Rock Mechanics, Comission on Standadizati on of Laboratory and Field Tests,Cominee on Field Tests Document No.2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との問は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ)吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルに歪みゲージを貼付けて引抜試 験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取 り壊す必要がない場合もある。

(ロ)反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は 大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ)ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

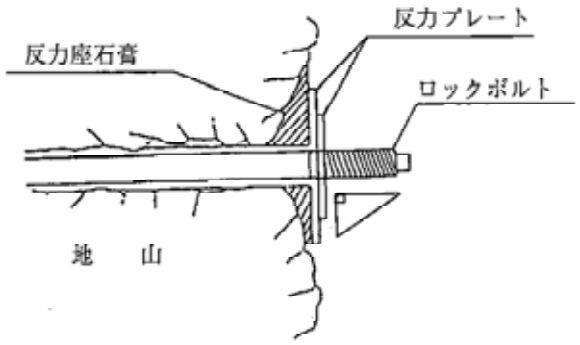


図４－２　反力座の設置

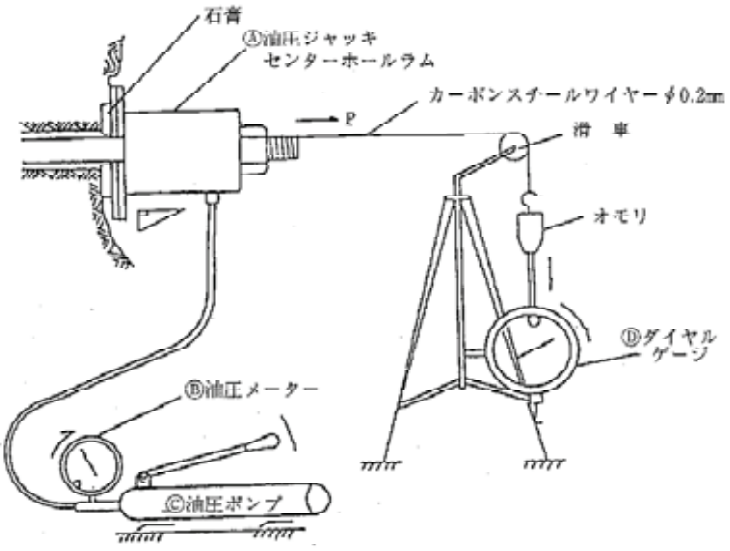


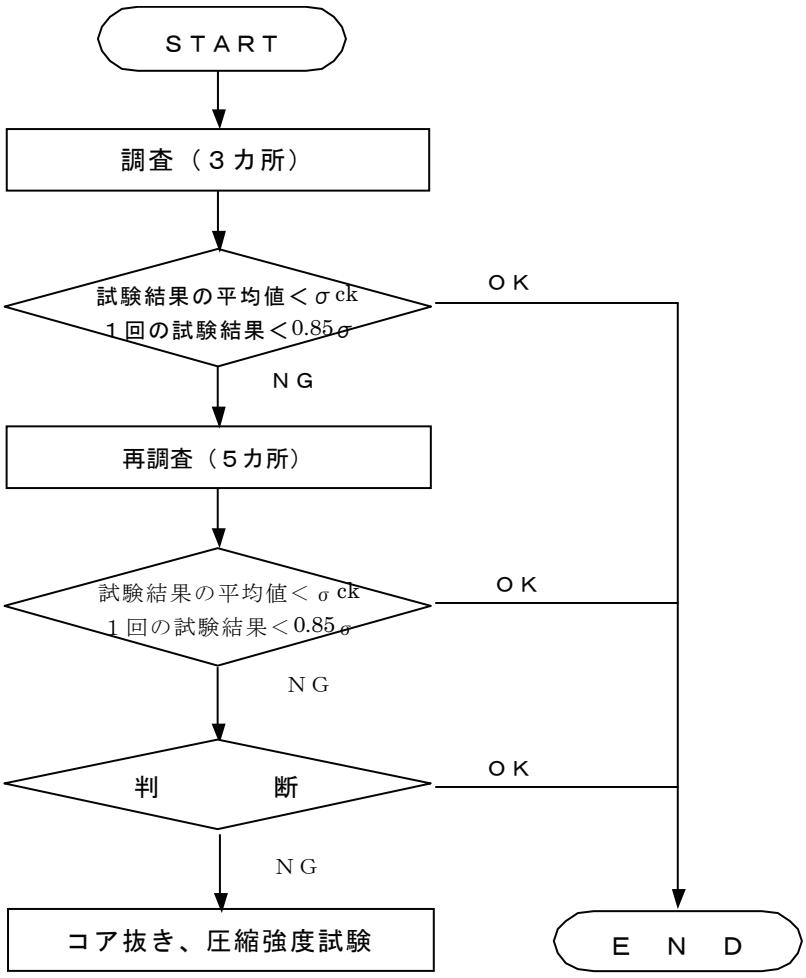
図４－３　引抜試験概要図

〔参考資料〕

テストハンマーによる強度推定調査について

１．テストハンマーによる強度推定調査は、以下に基づき実施すること。

運用フロー



（１）適用範囲

強度確認調査の対象工種については、高さが 5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m^2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが 3m以上の堰・水門・樋門とする。

ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

（２）調査単位

調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類，トンネルについては目地間で行う、ただし、100ｍを超えるトンネルでは、100ｍを超えた箇所以降は、30ｍ程度に１箇所で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とする。

（３）調査手順

１）各単位につき３カ所の調査を実施する。

２）調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の 85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を５カ所実施する。

３）再調査の結果でも，平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計基準強度の 85%を下回った場合は、必要に応じて土木研究所に相談して原位置コアを採取し圧縮強度試験を実施する。

（４）調査時期

材齢 28 日～91 日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断する。

・材齢 10 日で試験を行う場合は、推定強度を 1.55 倍して評価する。
・材齢 20 日で試験を行う場合は、推定強度を 1.12 倍して評価する。
・材齢 10 日～28 日までの間で、上に明示していない場合は，前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
・材齢 10 日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
・材齢 92 日以降の試験では、材齢 28 日～91 日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

（５）反発度の測定、推定強度の計算方法について（補足説明）

①水平方向に打撃する事を原則とする。構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、土木学会規準（ＪＳＣＥ－Ｇ504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求める。

②気乾状態の箇所で測定することを原則とする。やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良い。

・測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正値＋３
・測定位置が濡れている場合→反発度の補正値＋５

③強度推定は以下の式（材料学会式）による。

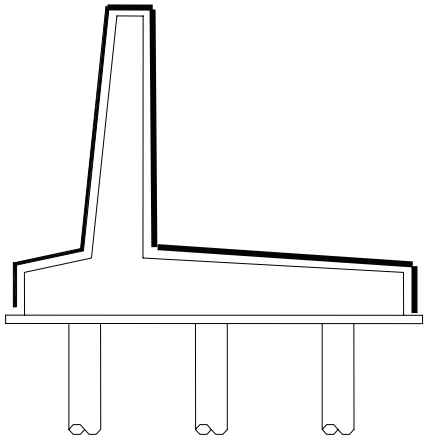
$F\ (N/mm^2) = 0.098 \times (-184 + 13.0 \times R)$

ここで，Ｆ：推定強度

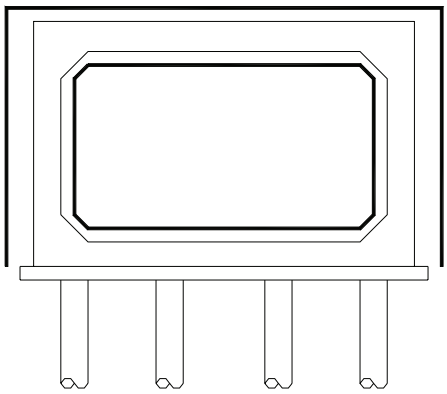
Ｒ：打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度

※測定装置は、較正が行われているものを用いる。

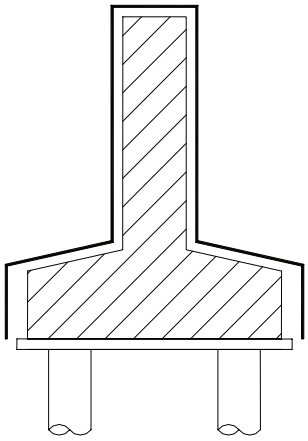
２.ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

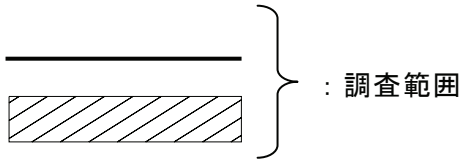


図－１　擁壁

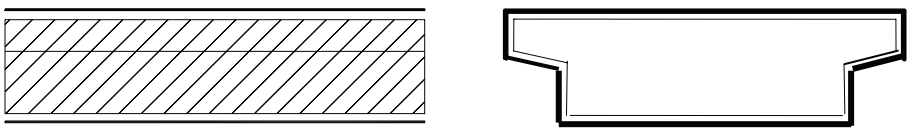


図－２　カルバート





図－３　橋梁下部



図－４　橋梁上部

写真管理基準

写 真 管 理 基 準

1．総　則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。

- 工事写真
  - 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
  - 施工状況写真
  - 安全管理写真
  - 使用材料写真
  - 品質管理写真
  - 出来形管理写真
  - 災害写真
  - 事故写真
  - その他（公害、環境、補償等）

2．撮　影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

① 工事名
② 工種等
③ 測点（位置）
④ 設計寸法　・・・　（　）書き表示する。
⑤ 実測寸法
⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、国土交通省の「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員等が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに１回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
(3) 監督員等または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』(令和５年３月15日付け、国技建管第６号)に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

黒板情報の電子化について、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合は、以下の（1）から（6）により実施するものとする。

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、施工管理基準に示す項目について、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のための参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。
(2) 機器等は、受注者が準備し、使用の前に監督員の承諾を得るものとする。
（参考）使用機器の事例
URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照。ただし、この事例中の機器の事例に限定するものではない。
(3) (1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
(4) 工事写真の取扱いは、施工管理基準及び要領等によるものとする。
(5) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
(6) (3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を工事完成時に納品するものとする。
なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出するものとする。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。
(1) 写真はカラーとする。
(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。
（100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度）
映像と読み替える場合は、以下も追加する。
(3)夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
(4)フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。
高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員等と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員等の指示により追加、削減するものとする。
(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員等と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を整理するものとする。

写真ファイルの整理及び格納方法（各種仕様）は国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、工事写真は「電子納品に係る実施要領（長野県）」に基づき、オンライン電子納品の実行により「長野県電子納品保管管理システム（NESiS）」へ格納することとし、CD-R等の電子媒体による提出は原則行わない。

4. その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

（1） 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

（2）フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「長野県土木工事施工管理基準 令和２年10月版」の写真管理基準を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱を定めるものとする。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表 部分写真	着手前１回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表 部分写真	施工完了後１回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表 部分の工事進 捗状況	月１回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計 図書に従い施工して いることが確認でき るように適宜 〔施工中〕	
			高度技術・創意工夫 ・社会性等に関する 実施状況が確認でき るように適宜 〔施工中〕	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮 設状況、形状 寸法	１施工箇所に１回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地と の不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（UAV）」による場合は、撮影毎に１回（写真測量に使用した全ての画像（ICONフォルダに格納）） 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナー（TLS）、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型LS）、無人航空機搭載型レーザースキャナー（UAVレーザー）、TS（ノンプリズム方式）、TS等光波方式、RTK-GNSSによる場合は、計測毎に１回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の 設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕	
		各種保安施設 の設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕	
		監視員交通整 理状況	各１回 〔作業中〕	
		安全訓練等の 実施状況	実施毎に１回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に１回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISﾏｰｸ表示)	各品目毎に１回	
		検査実施状況	各品目毎に１回 〔検査時〕	
品質管理写真		別添　品質管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		不可視部分の施工	適宜	
出来形管理写真		別添　出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		不可視部分の施工	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び 被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
その他	補償関係	被害又は損害 状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 ~~イメージアップ等~~ 現場環境改善費関係等	各施設設置状況	各種毎１回 〔設置後〕	

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)(施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		スランプ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの。
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)(施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。	
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]	
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		超音波探傷検査		
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		セメントミルクの圧縮強度試験		
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		プルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		含水比試験		
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
7	セメント安定処理路盤 （施工）	粒度	各種路盤毎に1回 ［試験実施中］	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 ［試験実施中］	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 ［試験実施中］	
8	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 （ﾌﾟﾗﾝﾄ）	粒度	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 （舗設現場）	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		
9	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ （施工）	ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰVC試験	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ﾏｰｼｬﾙ突き固め試験		
		ﾗﾝﾏｰ突き固め試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験		
		温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に1回 ［温度測定中］	
		現場密度の測定	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ｺｱによる密度測定		
10	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (ﾌﾟﾗﾝﾄ)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
		ﾘｭｴﾙ流動性試験240℃		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	路床毎に1回 ［試験実施中］	
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 ［試験実施中］	
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施	

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		プルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施	
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
14	アンカー工	ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験	適宜 [試験実施中]	
		ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験		
		多サイクル確認試験		
		1サイクル確認試験		
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
17	現場吹付法枠工	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
18	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 [試験実施中]	
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
22	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]	
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		
		粗骨材のすりへり試験		
		骨材中の比重1．95の液体に浮く粒子の試験		
		練り混ぜ水の水質試験		
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの。
		温度測定		気温・コンクリート
		コンクリートの単位容積質量試験		
		コンクリートの洗い分析試験		
		コンクリートブリーディング試験		
		コンクリートの引張強度試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
23	覆工コンクリート(NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		
24	吹付けコンクリート(NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの。
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		吹付コンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回	
25	ロックボルト(NATM)	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験		
		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの引抜き試験	適宜	
26	路上再生路盤工(材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験		
	路上再生路盤工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
		含水比試験		
27	路上表層再生工(材料)	旧ｱｽﾌｧﾙﾄ針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	
		旧ｱｽﾌｧﾙﾄの軟化点		
	路上表層再生工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
28	排水性舗装工・透水性舗装工(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
		ｶﾝﾀﾌﾞﾛ試験		
	排水性舗装工・透水性舗装工(舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		
29	プラント再生舗装工(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		再生アスファルト量		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
	プラント再生舗装工(舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回[試験実施中]	
		温度測定		
		現場密度の測定		
30	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回[試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
31	溶接工	引張試験	試験毎に1回[試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて[試験実施中]	
32	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回〔現物照合時〕	
		在庫品切出	当初の物件で1枚〔切出時〕※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回〔試験実施中〕	
33	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜[試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材料毎に1回[試験実施中]	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編　」による場合は、 1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編　多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編　」による場合は、 1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編　多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	3 土工	3 河川土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	3 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編」による場合は、 1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	3 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は、 1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)及び地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	3 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	4 無筋、鉄筋コンクリート	6 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
						かぶり	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	4 無筋、鉄筋コンクリート	6 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波ﾚｰﾀﾞ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (ｺﾝｸﾘｰﾄ矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所に1回　〔打込前後〕	
						変位	40m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工(縁石・ｱｽｶｰﾌﾞ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工(ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
編	施工	的工種				素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工(鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	刃口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	刃口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合)〔埋戻し前〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	偏心量(鋼管杭・掘削心)	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						根入長(鋼管杭・ロッド)	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量、杭径(ソイルセメント柱杭)	全数量 〔杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量　杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量　〔掘削後〕	
						偏心量 数量	全数量　〔施工後〕	
						ライナープレート設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量　〔組立後〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	
1 共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	
1 共通	2 一般	5 石・	3	1	コンクリートブロック工 (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積) (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
通編	般施工	ブロック積(張)工			(コンクリートブロック張り)	法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
1 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回［整正後］	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回［整正後］	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回［整正後］	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施	6 一般舗	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
	施工	舗装工				タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法　位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						目地段差	1工事に1回	
1 共	2 一	6 一	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
通編	一般施工	一般舗装工			下層路盤工	整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回［整正後］	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回［整正後］	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回［整正後］	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回［整正後］	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施	6 一般舗	14	3	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
	工	装工				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕	
							ただし、(スラリー撹拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)~~第8編 固結工(スラリー撹拌工)・バーチカルドレーン工編~~」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
1 共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ　施工中〕 〔幅　施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量　〔打込後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第1編2-14-3 吹付工に準ずる	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜　〔製作中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜　〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
1 共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔型枠取外し後〕	
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 〔巻立前〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
3 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
3 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
3 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	
3 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	
3 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
3 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
3 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
3 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第4編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回　〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	
						打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第4編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回　〔施工後〕	
4 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
4 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
4 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回 〔施工後〕	
						数量	全数量　〔打込後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第5編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフトに1回	
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第5編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム編	2 フィルダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	
6 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
6 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
6 道路編	2 舗装	5 排水構造物工（路面排水工）	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
6 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	〈ｺﾝｸﾘｰﾄ工〉 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						〈ﾗﾊﾞｰｼｭｰ〉 各部の長さ 厚さ		
						〈ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ〉 中心のずれ アンカー長		
6 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	
6 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
6 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	
6 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	
6 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
6 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	
6 道路編	4 橋梁上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	
6 道路編	5 コンクリー	6 プレビー	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
	ート橋上部	3 桁橋工				仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
6 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜　〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	80m毎に1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ状況	80m毎に1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ(検測孔)	80m毎に1回 〔吹付後〕	
6 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面 〔穿孔中〕	
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔注入中〕	
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔打設後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1ｾﾝﾄﾙに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	1ｾﾝﾄﾙに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回　〔埋戻し前〕	
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	
						幅 (全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
6 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	11		グルービング工	出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)	
6 道路	16 道路	3 工場	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜　〔製作中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
編	修繕	製作工				仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	
6 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	
						出来ばえ	適宜 (施工中)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
						仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回 〔巻出し時〕	
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕	
						仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕	
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕	
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回 〔清掃前後〕	
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕	
							打継目処理、打込養生	8リフト毎に1回 〔施工中〕	
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回 〔据付後〕	
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回 〔据付後〕	
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフト毎に1回 〔据付後〕	
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
						トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
							湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
							埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所に1回 〔建込後〕	
							湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	
							集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所に1回 〔設置後〕	
							地下排水工(管接合据付状況)		
							地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所に1回 〔投入前後〕	
							矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕	
							グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	
							セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕	
							二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回 〔清掃後〕	
							二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕	
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	
							目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕	
							注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕	
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕	
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕	
							局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回	
						道路除草	出来ばえ	2㎞に1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	
						路肩整正	出来ばえ	1㎞に1回	
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	
						清掃(路面、標識、側溝、集水桝)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	
						街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	
						街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回 〔施工前後〕	
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回 〔施工中〕	
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中	
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 施工中	
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	
						河川除草	出来ばえ	1㎞に1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種			写真管理項目		摘要
								撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					維持修繕工関係	鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回 〔組立後〕	
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	
							養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回 〔養生時〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表（管きょ工事）

「下水道土木工事必携（案）2021年版：公益社団法人日本下水道協会発行」に準拠して実施する。

以下工種については「管路施設更正工法における設計・施工管理ガイドライン2026年版：公益社団法人日本下水道協会発行」に準拠して実施する。
・管きょ更生工
・マンホール更生工
・取付け管更生工

編	章	節	条	工種	摘要
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	3管 路 土 工	管路掘削	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	3管 路 土 工	管路埋戻	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	4管 布 設 工	管布設 （自然流下管）	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	4管 布 設 工	矩形渠 （プレキャスト）	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	4管 布 設 工	圧送管	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	5管 基 礎 工	砂基礎	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	5管 基 礎 工	砕石基礎	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	5管 基 礎 工	コンクリート基礎	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	5管 基 礎 工	まくら土台基礎	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	5管 基 礎 工	はしご胴木基礎	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	6水 路 築 造 工	現場打水路	
下 水 道	1管 路	3管きょ工（開削）	7管 路 土 留 工	鋼矢板土留	任意仮設の場合は除く
下 水 道	1管 路	4,5管きょ工（小口径推進、推進）	3推 進 工	推進工	
下 水 道	1管 路	4,5管きょ工（小口径推進、推進）	4立 坑 内 管 布 設 工	空伏工	
下 水 道	1管 路	6管きょ工（シールド）	3一 次 覆 工	掘進工	
下 水 道	1管 路	6管きょ工（シールド）	4二 次 覆 工	二次覆工	
下 水 道	1管 路	7管きょ更生工	3管きょ内面被覆工	反転・形成工法	~~最新版の~~「~~管きょ~~管路施設更正工法における設計・施工管理ガイドライン~~（案）~~2026年版」に準拠して実施する
下 水 道	1管 路	7管きょ更生工	3管きょ内面被覆工	製管工法	~~最新版の~~「~~管きょ~~管路施設更正工法における設計・施工管理ガイドライン~~（案）~~2026年版」に準拠して実施する
下 水 道	1管 路	7マンホール工	3現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工	
下 水 道	1管 路	7マンホール工	3現場打ちマンホール工	マンホール基礎工	
下 水 道	1管 路	7マンホール工	4組立マンホール工	組立マンホール工	
下 水 道	1管 路	7マンホール工	5小型マンホール工	小型マンホール工	
下 水 道	1管 路	8特殊マンホール工	4躯体工	現場打ち特殊人孔	
下 水 道	1管 路	8特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室・雨水吐室	
下 水 道	1管 路	8特殊マンホール工	伏せ越し管工	伏せ越し管	
下 水 道	1管 路	8特殊マンホール工	越流堰（雨水吐室）	越流堰（雨水吐室）	
下 水 道	1管 路	8特殊マンホール工		中継ポンプ施設	
下 水 道	1管 路	9取付管およびます工	4ます設置工	公共ます	
下 水 道	1管 路	9取付管およびます工	5取付管布設工	取付管	
下 水 道	1管 路	12立杭工		立坑工	
下 水 道	1管 路	12立杭工		立坑土工	

出来形管理写真撮影箇所一覧表（処理場・ポンプ場工事）

「下水道土木工事必携（案）2021年版：公益社団法人日本下水道協会発行」に準拠して実施する。

編	章	節	条	工種	摘要
下 水 道	2処理場・ポンプ場	3敷地造成工	4法面整形工	盛土・切土	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	6本体作業土工	2掘削工	土工（掘削）	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	7本体仮設工	2土留・仮締切工	土留・仮締切工 （H鋼杭、鋼矢板）	任意仮設の場合は除く
下 水 道	2処理場・ポンプ場	7本体仮設工	3地中連続壁工	壁式	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	7本体仮設工	4地中連続壁工	柱列式	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	3直接基礎工	構造物基礎	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	5既製杭工	既製杭	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	6場所打ち杭工	場所打ち杭	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	8ニューマチックケーソン基礎工 7オープンケーソン基礎工	ケーソン基礎	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	9躯体工	池・槽の主要構造物	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	9躯体工	池・槽の付属構造物	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	9躯体工	開口部	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	9躯体工	ゲート用開口部	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	9躯体工	可動せき用開口部	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	11越流樋工	流出トラフ	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工	12越流堰板工	越流堰	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	8本体築造工		燃料貯留槽工	
下 水 道	2処理場・ポンプ場	9場内管路工	10管布設工	流入渠・流出渠	